

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
<p>■重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進</p> <p>1 消費生活相談機能の充実・強化</p> <p>(1)市町村における相談機能の強化支援</p>							
1	市町村の広域連携の支援	単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。	○県内で専門相談員を配置していない2町村(産山村、津奈木町)住民の消費生活相談対応を県消費生活センターで行うこと2町村への支援を行う。 ○地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。	○県内で専門相談員を配置していない2町村(産山村、津奈木町)住民の消費生活相談対応を県消費生活センターで行うこと2町村への支援を行った。 ○市町村における消費者行政を推進するため、広域連携を行っている市町村を訪問し(八代市、人吉市、天草市、上益城5町)、現状確認と今後の方向性等について意見交換を行った。	【課題】 広域連携相談では、限られた人員でより広い地域の相談業務をカバーできるというメリットがあるが、一方で、連携の形式によっては、相談者が遠方に出向かなければならなくなるデメリット等もあり、地域の実情に応じた工夫が必要となる。 【今後の方針】 県内各地域で実施されている広域連携相談の実態を継続的に把握し、今後広域連携を検討している市町村に助言ができるように情報収集をする。	○県内で専門相談員を配置していない2町村(産山村、津奈木町)住民の消費生活相談対応を県消費生活センターで行うこと2町村への支援を行う。 ○地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。	消費生活課 企画推進班
2	市町村における消費生活相談業務への支援	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導は市町村ホットラインとともにICTも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	○地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。 ○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修を5/28に对面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。 ○県及び市町村の消費生活行政職員・相談員の連絡会議を年1回開催する。 ○市町村消費生活相談員に対し、市町村ホットラインやタブレットPCの活用、受入及び訪問により、助言、指導等を行う。 ※受入・巡回訪問研修 6市町村希望	○市町村の消費者行政担当職員を対象として5/28に研修会を对面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限について情報共有。 ○市町村消費生活相談員連絡会議を開催(9/5)。消費生活相談員など22名が参加。 ○消費生活相談員受入研修:4市町13回、巡回訪問研修:2市町2回 ○市町村からの経由相談対応:105件 ○解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催。 ※第1回:7/25、第2回:12/6	【課題】 ○市町村の消費生活相談員の人件費等にも活用されている地方消費者行政強化交付金(推進事業分)がその活用期限を迎えるという課題があり、国による安定的かつ恒久的な財源措置を要望している。 ○デジタル化の進展により、契約や決済手段等が多様化するのに伴い、消費生活相談が複雑・困難化している。 【今後の方針】 ○国への要望を継続していくとともに、交付金の活用期限を迎える市町村と連携して対応を検討する。市町村からの経由相談に対応するとともに、必要に応じて共同あっせん等を実施する。また、県消費生活センターと市町村窓口等をオンラインでつなぎ、解決に向けた支援を行う。 ○市町村のニーズに沿った研修(市町村職員研修、巡回指導、受入研修等)を体系的に実施する。なお、様々な機会を捉え、ICTを活用してオンライン配信を実施する。	○地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。 ○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修を5/12に对面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。 ○引き続き、市町村消費生活相談員連絡会議を開催するとともに、市町村からの経由相談、受入研修・巡回訪問等により市町村の相談対応力の向上を図る。 ※受入・巡回訪問研修 6市町村希望	消費生活課 企画推進班
3	市町村に対する消費者被害情報提供	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報1件、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供する。(毎月)	○県民に必要な重大事故情報、消費者被害情報等を随時市町村に提供した。(消費者トラブル注意報6回、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供。) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供。(毎月)	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供する。(毎月)	消費生活課 消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
4	市町村との事業者情報の共有・連携強化	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	消費者庁や経済産業省が実施した行政処分等を各市町村の消費者行政担当者に対し、18件の情報提供を行い、情報共有した。	【課題】 迅速、的確な情報提供・共有の実施。 【今後の方針】 引き続き、悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	消費生活課 消費者支援班
5	市町村に対する多重債務相談実施の支援	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○生活再生支援対策研修会を11月に実施予定。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての現地研修を実施予定。	○生活再生支援対策研修会を11月に実施し、174名が参加。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(9/13熊本市、11/24八代市)に同席する現地研修を実施。	【課題】 ○生活再生支援対策研修会について、対面方式での開催で遠方の市町村は、参加しにくい状況だった。 ○お金の悩み無料相談会について、同じ開催地が続いていたため、相談会の実績が少なく多重債務者の掘り起こしにつながるような開催地を検討する必要がある。 【今後の方針】 ○生活再生支援対策研修については、ハイブリットやオンラインでの開催を検討する。 ○お金の悩み無料相談会については、多重債務者対策協議会専門部会の意見を踏まえ、これまで開催したことがない合志市と水俣市で開催を予定する。	○生活再生支援対策研修会を11月に実施予定。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての現地研修を実施し、市町村における多重債務相談実施を支援。	消費生活課 企画推進班
(2) 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化							
6	消費生活相談員等レベルアップ事業	県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させる。 ○消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや相談実施に必要なスキルについて、内部研修を実施する。 ※国民生活センター等研修参加予定、センター例会前研修開催	○国民生活センター等主催研修参加 13回(配信を含む) ○センター例会前研修 12回実施 ○その他関係機関主催の研修参加	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。 【今後の方針】 国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させ、問題解決のための専門的な知識の習得等に繋げ、県センター全体のレベルアップを図る。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させ、更なるスキルアップを図る。また、消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや必要なスキルについて、内部研修を実施する。 ※国民生活センター等研修参加予定、センター例会前研修開催	消費生活課 消費者支援班
7	消費生活相談事例検討事業	県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、ICTを活用した市町村支援事業により、市町村からの参加も可能とする。	○解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催する。 ※第1回 7/25 県庁防災センター1階会議室(及びオンライン配信)で開催	○決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催する。 ※第1回: 7/25、第2回: 12/6	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。なお、県は市町村に対し技術的援助を行うとともに、市町村の消費生活相談についての支援も併せて行う必要がある。 【今後の方針】 悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催する。また、顧問弁護士等に対して、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。	消費生活課 消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)		
						担当課	班名	
8	緊急な消費者被害情報の提供	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※6月末時点で消費者トラブル注意報1件発出、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供	○消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を6件発出。 ○熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供。(5回) ○市町村広報誌向け原稿提供。(毎月)	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 消費者の多岐にわたる消費生活に関する相談・苦情の解決に向け、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を仰ぐことにより、効率的・効果的な解決を図る。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※消費者トラブル注意報、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供	消費生活課	消費者支援班
9	生活情報の提供	県民の消費生活の安定や向上に資するため、県のホームページ等を活用して県民に生活情報等を提供する。	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載する。地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供する。 ※熊日Q&Aに7回掲載	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載するとともに、地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供した。 ※熊日QAIに25回掲載	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 引き続き県民へ注意喚起を行い、消費者被害の未然防止と拡大防止を図る。	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載する。地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供する。	消費生活課	消費者支援班
10	消費者月間記念事業の開催	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	○県政TV、ラジオ、テレビCMIにて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/11)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、くまもと県民交流館パレオ9階ロビー、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和5年度消費者相談概要等の記者発表(5/8) ○消費者月間記念勉強会及び消費者支援功労者表彰伝達式(5/29) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	○県政TV、ラジオ、テレビCMIにて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/11)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、くまもと県民交流館パレオ9階ロビー、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和5年度消費者相談概要等の記者発表(5/8) ○消費者月間記念勉強会及び消費者支援功労者表彰伝達式(5/29) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	【課題】 消費者トラブルに遭った時に、どこに相談すればいいのかわからない等の理由から相談まで行きつかない消費者がいることから、相談窓口の周知が依然として課題。 【今後の方針】 消費者月間には、引き続き県民に向けた相談窓口の周知や消費者トラブルに遭わないためにはどうしたら良いかといった消費者教育の普及や啓発活動を行う。	○ラジオ、テレビCMIにて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/10)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、くまもと県民交流館パレオ9階ロビー、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和6年度消費者相談概要等の報道機関への情報提供 ○消費者月間記念勉強会及び消費者支援功労者表彰伝達式(5/30) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/30)を実施	消費生活課	企画推進班
11	県消費生活センターにおける苦情相談処理、あっせん処理	消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を行う。	○消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。	○消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施した。	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。	○消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。	消費生活課	消費者支援班
12	消費者苦情処理委員会の開催	消費者苦情の解決のため、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	○消費者と事業者の情報力、交渉力の差に鑑み、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。 ※開催なし	○必要に応じて苦情処理委員会を開催する ※開催なし	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。 【今後の方針】 必要に応じて苦情処理委員会を開催し、消費者苦情についてあっせん等解決に必要な事項を審議する。	○消費者と事業者の情報力、交渉力の差に鑑み、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	消費生活課	消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
13	顧問弁護士及び専門相談アドバイザーの設置	消費生活に関する相談・苦情を効率的・効果的な解決を図るため、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を行う顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを設置する。	○顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。 ※顧問弁護士 5件 専門相談アドバイザー 12日(延べ36時間)	○顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼した。 顧問弁護士 6件、専門相談アドバイザー 36日(延べ108時間)	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 消費者の多岐にわたる消費生活に関する相談・苦情の解決に向け、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を仰ぐことにより、効率的・効果的な解決を図る。	○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催する。また、顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対して、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する顧問弁護士に対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。 ※顧問弁護士 5件	消費生活課 消費者支援班
14	消費生活広報事業	消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。	○広報課の広報媒体(広報テレビ・ラジオ等)を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業のチラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い普及啓発に努めた。	○広報課の広報媒体(広報テレビ・ラジオ等)を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業のチラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い消費者行政の普及啓発に努めた。	【課題】 消費者被害の注意喚起は消費者庁、警察等と連携し、正確な情報を素早く広めることが求められている。 【今後の方針】 引き続き、県民に対して消費者被害の注意喚起を行い、消費生活課としての取り組みを各種媒体を活用して広く周知・啓発していく。	○広報課の広報媒体(広報テレビ・ラジオ等)を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業のチラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い消費者行政の普及啓発に努める。	消費生活課 企画推進班
15	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班
16	住宅情報提供・相談事業	住宅情報の提供・住宅相談業務体制の整備を図るため、(一財)熊本県建築住宅センターが開設する相談所の運営・講習会等に要する費用の一部について補助を行う。	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(毎月実施中) ・窓口に来場できない県民向けに電話相談を実施(常時) ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー、10/30開催予定)	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(相談件数37件) ・窓口に来場できない県民のための電話相談対応(相談件数9件) ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナー及び相談会を開催(10/30開催、セミナー受講者42名、相談件数3件) ・住まいのリフォームフェアにおいて、住宅情報の提供、無料相談会の開催(3/22、23開催、相談件数8件)	【課題】 住宅に関する消費者トラブルへの対応として、住まいに関する専門家への相談や住宅情報提供への需要がある。 【今後の方針】 住宅消費者の支援及び保護のため、引き続き、住宅情報提供・相談事業を実施する。	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(毎月実施中) ・窓口に来場できない県民向けに電話相談を実施(常時) ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー、10月開催予定) ・住まいのリフォームフェアにおいて、住宅情報の提供、無料相談会の開催(3月開催予定)	住宅課 計画班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
2 多重債務者に対する生活再生支援							
(1) 庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進							
17	市町村の庁内連携体制構築の支援(消費生活相談)	複雑化、多様化している消費生活相談に対し、市町村の相談窓口で連携して適切に対応していくため、職員研修への講師派遣を行う。	○市町村の庁内連携体制実施状況を把握するため、各市町村への調査と取りまとめを行った。 ○市町村の庁内連携体制構築のため、市町村における職員研修に講師派遣を行う。	○5月に庁内連携アンケートをとりまとめ、アンケート結果を多重債務者対策協議会で発表した。 ○市町村の庁内連携体制構築のための市町村における職員研修への講師派遣は要請が無かったため実施せず。	【課題】 庁内連携により消費生活相談を消費生活センター等に繋ぐ件数は市町村により差が見られるが、例えば消費者行政が庁内のどの部門の所管であるか等によっても連携のし易さは大きく異なるため、消費者行政担当部署単独では解決し難い事情に因る場合もある。 【今後の方針】 市町村に対し研修等で好事例を共有する等、庁内連携の重要性を周知する取組を継続していく。	○市町村の庁内連携体制実施状況を把握するため、各市町村への調査と取りまとめを行った。 ○市町村の庁内連携体制構築のため、市町村における職員研修に講師派遣を行う。	消費生活課 企画推進班
18	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定(11月開催予定)	○「生活支援対策研修会」を開催し、多重債務問題の概要、生活再生支援事業、自治体の先進事例について研修を行った。(11/12、67団体・174名参加) ○市町村の庁内連携体制構築のための市町村における職員研修への講師派遣は要請が無かったため実施せず。	【課題】 生活再生支援対策研修会について、対面方式での開催で遠方の市町村は、参加しにくい状況だった。 【今後の方針】 生活再生支援対策研修については、ハイブリットやオンラインでの開催を検討する。	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定(11月開催予定)	消費生活課 企画推進班
19	多重債務者対策協議会の開催	多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。	○専門部会の開催(年2回:5/19に1回目を対面で開催) ○協議会を開催6/12開催、関係各団体の取組状況等、情報交換の実施) ○お金の悩み無料相談会の実施(年2回) ○多重債務相談窓口の周知等の啓発活動	○専門部会開催。(1回目を6/5に開催。2回目を2/3に開催) ○協議会を開催。(7/22開催、各関係団体の取組状況等、情報交換の実施) ○お金の悩み無料相談会の実施(2回) ・第1回:9/13 熊本市、相談件数8件 ・第2回:11/24 八代市、相談件数10件 ○多重債務相談窓口の周知啓発 ・生活再生総合支援リーフレットまたは多重債務リーフレットを関係団体等に送付。 ・SNS広告による広報の実施 ・新聞広告等への掲載	【課題】 消費者が多重債務状態に陥る要因として、スマートフォンによる簡易な借入の普及、副業サポートを持ちかけ高額借入をさせる悪質事業者の増加、物価高騰の影響を受けた借入などが挙げられ、県内の多重債務相談は増加傾向にある。 【今後の方針】 多重債務問題は依然として対策すべき重要な消費者問題であることを、協議会で改めて共有し、関係機関及び団体相互の連携を強化する。	○専門部会の開催(年2回:5/19に1回目を対面で開催) ○協議会を開催(関係各団体の取組状況等、情報交換の実施) ○お金の悩み無料相談会の実施(年2回) ○多重債務相談窓口の周知等の啓発活動	消費生活課 企画推進班
20	生活再生支援対策研修会の実施	多重債務問題をはじめとする様々な問題を抱える生活困窮者の生活再建を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し研修会を実施する。	○消費者行政職員、徴収部門職員、福祉・保健部門職員、関係団体等を対象に生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し、以下の内容で研修会を実施予定。 (開催時期11月を予定) 講義例 (1) 多重債務問題の概要 (2) 生活再生支援事業について (3) 自治体等の先進事例発表	○「生活支援対策研修会」を開催し、多重債務問題の概要、生活再生支援事業、阿蘇市の先進事例発表を行った。(11/12、67団体・174名参加)	【課題】 生活再生支援対策研修会について、対面方式での開催で遠方の市町村は、参加しにくい状況だった。 【今後の方針】 生活再生支援対策研修については、ハイブリットやオンラインでの開催を検討する。	○消費者行政職員、徴収部門職員、福祉・保健部門職員、関係団体等を対象に生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し、以下の内容で研修会を実施予定。 (開催時期11月を予定) 講義例 (1) 多重債務問題の概要 (2) 生活再生支援事業について (3) 自治体等の先進事例発表	消費生活課 企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
21	熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業(家計改善支援事業)	家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、必要な資金の貸付のあっせんを行う。	○各市に働きかけ、希望する5市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成予定。 ○県と5市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。	○各市に働きかけ、希望する5市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成。 ○県と5市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。(R6相談件数:486件)	【課題】 自立相談支援機関への新規相談には、長引く物価高騰の影響で経済的に困窮しているケースも多く、家計改善の支援を行う本事業はニーズが高い事業となっている。 【今後の方針】 引き続き、各地域における相談事業を継続する。	○各市に働きかけ、希望する5市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成。 ○県と5市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。	社会福祉課 生活支援班
(2) 多重債務者等の生活再生支援の推進							
22	消費者自立のための生活再生総合支援事業	債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施中。 ・生活再生相談(面談件数:202件) ・家計診断(家計相談:167件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:72件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:0件)	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施。 ・生活再生相談(面談件数:655件) ・家計診断(家計相談:481件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:94件) ○令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症による相談件数の増加に対応するため、相談員を増員して相談体制を強化。	【課題】 相談件数は依然として増加しており、事業継続が重要となる。 【今後の方針】 様々な機会を捉えて事業の周知を継続していく。	○消費者自立のための生活再生総合支援事業の重要性を認識し、以下の取組を継続して実施する。 ・生活再生相談(面談件数:43件) ・家計診断(家計相談:42件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:7件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:1件)	消費生活課 企画推進班
23	多重債務者生活再生支援事業に係る広報	潜在化している多重債務者の掘り起こしを図るため、多重債務者生活再生支援事業を広く県民に周知する。	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店へ配布予定。 (※広報要望事項をもとに広報Gが実施)	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店等へ配布。 ○インターネット媒体を利用した広報を実施。	【課題】 相談件数は近年、再び増加しており事業継続が必要である。 【今後の方針】 様々な機会を捉えて事業の周知を継続していく。	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店等へ配布予定。 (※広報要望事項をもとに広報Gが実施)	消費生活課 企画推進班
(3) 多重債務者等を対象とした相談会の開催							
5 (再)	市町村に対する多重債務相談実施の支援【再掲】	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○生活再生支援対策研修会を11月に実施予定。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての実地研修を実施予定。	○生活再生支援対策研修会を11月に実施し、174名が参加。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(9/13熊本市、11/24八代市)に同席する実地研修を実施。	【課題】 ○生活再生支援対策研修会について、対面方式での開催で遠方の市町村は、参加しにくい状況だった。 ○お金の悩み無料相談会について、同じ開催地が続いていたため、相談会の実績が少なく多重債務者の掘り起こしにつながるような開催地を検討する必要がある。 【今後の方針】 ○生活再生支援対策研修については、ハイブリットやオンラインでの開催を検討する。 ○お金の悩み無料相談会については、多重債務者対策協議会専門部会の意見を踏まえ、これまで開催したことがない合志市と水俣市で開催を予定する。	○生活再生支援対策研修会を11月に実施予定。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての実地研修を実施し、市町村における多重債務相談実施を支援。	消費生活課 企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
3 消費生活の安全・安心の確保							
(1) 生命・健康等の安全・安心の確保							
24	県消費生活センターにおける商品テストの実施	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施した。(商品テスト1件、技術回答155件)	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 衣食住の危害危険や品質に関する相談を受け、国民生活センター・NITE等の関係機関と連携し解決を図る。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	消費生活課 消費者支援班
25	消費生活用製品安全法に基づく指導及び啓発	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査(4店舗予定)を実施するとともに、ホームページや報道機関を通して、啓発活動を行う。	○国からの消費者被害情報等を随時市町村に提供するとともに、消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査を実施した。 ※立入検査:4店舗	【課題】 一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は家庭用品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。 【今後の方針】 確実な法執行と事業者指導の実施を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査(4店舗予定)を実施するとともに、ホームページや報道機関を通して、啓発活動を行う。	消費生活課 消費者支援班
26	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	○出前講座の実施。(1件) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(未定)。 ○地域における意見交換会の開催(時期未定)。 ○食品適正表示推進者講習会の開催(8/1～10/31)。 ○業種別講習会の開催。(時期未定)	○出前講座の実施(18回) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(1回) (テーマ「健康食品」、12月開催、70人) ○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～3月) ○業種別講習会の開催(4回)	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑なことから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正表示が依然として見られる。 【今後の方針】 各種講習会等について、講習会の内容や開催時期等を検討し、食品表示の更なる適正化へ向けて、消費者等への正確な情報提供を推進する。	○出前講座の実施(募集中) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定) ○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～2月予定) ○業種別講習会の開催(時期未定)	くらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班
27	食品衛生に係る啓発指導	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	○食品事業者等を対象とした講習会を開催 ○消費者を対象とした講習会を実施 ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施	○食品事業者等を対象とした講習会を開催(144回、8,128人参加) ○消費者を対象とした講習会を実施(42回、1,057人参加) ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施(31回、716人参加)	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、講習会を通じて食品による健康被害防止対策や適正表示、食品衛生に関する知識の普及を図る。	○食品事業者等を対象とした講習会を開催 ○消費者を対象とした講習会を実施 ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
28	健康食生活・食育推進における普及啓発	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○各保健所、市町村において食育に関する啓発を実施(通年) ○県農業フェアへの出展(11/11、12)	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○県政ラジオでの食育啓発(6/4) ○県農業フェアへの出展(11/9、10)	【課題】 食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に活かしている県民の割合は、42.1%であり、関係機関等による様々な取組が活発になる等、食育の動きは広まりつつあるものの県民への浸透は十分とは言えない。県民一人ひとりへ広く食育の考え方や内容を浸透させることが必要。 【今後の方針】 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、市町村をはじめとした関係機関・団体と連携し、「熊本県民食生活指針」を活用し、食品ロス削減を意識し、食品を無駄なく使いきる等、食育の普及啓発を行う。併せて「野菜摂取増加」や「減塩」を広めるため民間企業・団体と連携し、県民(特に働き盛り期)が自然と健康になれる食環境の整備を強化する。	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) 熊本市、九州農政局合同で食育月間該当キャンペーンを開催(6/2) 県下一斉で食育月間イベントを開催(6月) ○各保健所、市町村において食育に関する啓発を実施(通年) ○県農業フェアへの出展(11月)	健康づくり推進課 健康長寿・食育班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名	
29	福祉サービス第三者評価結果の公表	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果を公表。(令和4～6年度 73施設)	【課題】 事業開始(平成18年度)から令和6年度末までの福祉サービス第三者評価の受審件数(累計)は、610件で、目標の688件に達していない。 【今後の方針】 引き続き、福祉サービス事業所向けの研修会や、指導監査等の場を活用し、制度の意義・効果等について周知し、受審促進を図っていく。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	社会福祉課	指導監査班
30	社会福祉法人・施設に対する指導監査結果の公表	社会福祉法人・施設の利用希望者の選択に資するため、県のホームページ等により社会福祉法人・施設に対する指導監査結果を公表する。	○利用希望者の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和5年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和6年7月に公表予定。(96法人、266施設)	○利用希望者の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和5年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和6年7月に公表。(96法人、266施設)	【課題】 特になし。 【今後の方針】 引き続き、福祉サービスの質の向上に資するよう適切な指導監査を実施するとともに、その結果を公表する。	○利用希望者の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和6年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和7年7月に公表予定。(100法人、260施設)	社会福祉課	指導監査班
31	医療機能情報提供事業	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、全国統一システム「医療情報ネット」に掲載し、分かりやすく県民へ提供する。	○病院等から医療機能情報を収集し、全国統一システム「医療情報ネット」に掲載(更新)し、県民に提供する。	病院等有する情報(診療科目、診療可能な疾患・治療内容、外国語対応の可否等)を本サービスによって県民に分かりやすい形で提供した。	【課題】 「医療情報ネット(ナビイ)」の利用促進。 【今後の方針】 サービスの適切な運営及び周知を引き続き行っていく。	○利用促進のため、広報課の媒体を活用し県民へ周知を行う予定(ラジオ等)	医療政策課	総務・医事班
32	食の安全安心確保に係る情報提供	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに60回掲載した。	【課題】 情報の掲載場所が整理されておらず、食の安全安心に関する情報の収集が難しい状態であった。 【今後の方針】 令和7年度、新たに開設したポータルサイトを活用する。情報を整理し積極的に発信する。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
33	医薬品等安全確保対策事業(薬事監視指導、毒物劇物営業者への監視・指導、業務上取扱者への立入調査・指導)	医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行った。 薬局等への監視件数:338件 毒物劇物販売業者への監視件数:59件	【課題】 依然として、販売ルールを遵守していない医薬品販売業者等や毒物劇物等の保管管理等が徹底されていない事業者が存在するため、更なる監視・指導の徹底が必要。 【今後の方針】 引き続き、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	薬務衛生課	監視麻薬班
34	食品検査体制整備	食品の安全性確保のため、生産から流通に至る各段階における、添加物や残留農薬等の検査を実施するための機器等の整備を行う。	○検査が可能な農薬等の種類:約600種類	○生産段階・流通段階の県産主要農林畜水産物117検体について、約600種類の農薬等の検査を実施し、すべて違反なし。	【課題】 生産から流通に至る各段階における残留農薬等の食品検査により、食の安全安心を確保する必要がある。 【今後の方針】 現在の検査体制を維持する。昨年度と同数の検査を実施予定。	○検査の実施 (検査が可能な農薬等の種類:約600種類)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
35	食品営業監視事業	飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設への監視指導を行う。	○食品衛生監視員による施設の監視指導を実施 ○食品衛生指導員による巡回指導を実施	○食品衛生監視員による施設の監視指導を実施(監視指導率86.8%) ○食品衛生指導員による巡回指導を実施(17,747施設)	【課題】 監視指導率の低下 【今後の方針】 引き続き、監視指導及び巡回指導を実施	○食品衛生監視員による施設の監視指導を実施 ○食品衛生指導員による巡回指導を実施	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
36	食品の流通段階における安全性確保	県内に流通する食品について、食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を行う。	○食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を実施	○成分規格(微生物)96件、成分規格(重金属等)7件、食品添加物140件(輸入品含む)、残留農薬検査45件(輸入品含む)の実施(うち、成分規格における基準超過2件) ○アレルゲン検査24件の実施	【課題】 食品衛生法違反事例が散見 【今後の方針】 引き続き、食品の検査・監視指導を実施	○食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を実施	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
37	と畜検査事業	県内のと畜場で処理される獣畜について、食用可否を判断し安全な食肉を提供するため、と畜検査を行うとともに、と畜場への衛生指導等を行う。	○と畜検査を全頭実施(牛、豚、馬、めん羊・山羊) ○と畜場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○食肉輸出に係る対応を実施(荷口検査、衛生証明書の発行、査察)	○と畜検査を全頭実施(204,500頭) ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出牛肉肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行(2,374件))	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、全頭のと畜検査や、と畜場への衛生指導、食肉の輸出に係る衛生証明書発行を行う。	○と畜検査を全頭実施(牛、豚、馬、めん羊・山羊) ○と畜場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○食肉輸出に係る対応を実施(荷口検査、衛生証明書の発行、査察)	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
38	畜水産物食品安全対策事業	畜水産食品(乳、食肉、卵、魚介類)の安全性の確保を図るため、食品衛生法に定める基準に関する試験検査を実施し、と畜場及び大規模食鳥処理場に対して外部検証等を実施する。	○試験検査や外部検証(作業前・作業中点検、書類点検、微生物検査)を実施 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施 ○輸出畜水産物に係る対応(衛生証明書の発行)	○試験検査(167検体)や外部検証(作業前・作業中点検、書類点検、微生物検査)を実施 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施 ○輸出畜水産物に係る対応(衛生証明書の発行(中国、台湾等308件))	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、食品の検査、監視指導、輸出に係る衛生証明書発行を行う	○試験検査や外部検証(作業前・作業中点検、書類点検、微生物検査)を実施 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施 ○輸出畜水産物に係る対応(衛生証明書の発行)	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
39	食鳥肉処理安全対策事業	安全な食鳥肉を提供するため、県内の大規模食鳥処理場で処理される食鳥について食鳥検査を行うとともに、食鳥処理場への衛生指導を行う。	○食鳥検査を全羽実施 ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出食鳥肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行)	○食鳥検査を全羽実施(18,977,419羽) ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出食鳥肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行(77件))	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、全羽のと畜検査や、と畜場への衛生指導、食肉の輸出に係る衛生証明書発行を行う。	○食鳥検査を全羽実施 ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出食鳥肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行)	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
40	くまもと食の安全安心県民会議等の運営	食品の生産から消費に至る各段階の関係団体、学識経験者により構成する「くまもと食の安全安心県民会議」等を開催・運営し、それぞれの役割に応じて連携した取組を行う体制づくりを進める。	○県民会議の開催(8月予定) ○担当者会議の開催(時期未定)	○県民会議の開催(8月) ○担当者会議の開催(1月書面協議)	【課題】 災害や食の安全安心に関わる問題等が発生した際に、構成団体が相互に連携できる状況を検討する必要がある。 【今後の方針】 ポータルサイトの活用等、県民会議の構成団体間の情報共有の方法について、引き続き検討していく。	○県民会議の開催(8月) ○担当者会議の開催(時期未定)	くらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班
41	食の安全110番	食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。	71件(問合せ71件)	電話等による相談等対応の実施(相談件数212件(表示違反11件、問合せ196件、要望・意見・苦情等5件))	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であることから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適切な表示が依然として見られる。 【今後の方針】 引き続き、消費者、事業者からの食品表示に関する相談等に対応する。	電話等による相談等対応の実施(相談件数9件(問合せ9件))	くらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
42	生活衛生環境確保対策事業	公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場等の衛生水準の維持向上を図るため、営業施設への監視指導を行う。	○年度当初に監視指導計画を作成し、各営業施設への立入検査又は自主点検結果の検査を実施。 ○四半期毎に、保健所は本庁へ実施状況を報告。(進捗状況を把握し、必要に応じて保健所へ状況を確認する。)	○年度当初に営業施設の監視指導計画を作成。 ○営業施設への立入検査及び自主点検票を用いた検査を実施。 実績：自主点検734件、立入検査1314件	【課題】 自主点検票の記入内容に則って立入検査を行った際、点検項目の認識不足があるなど、自主的管理能力の向上が求められる。 【今後の方針】 営業者に対し呼びかけ等を行い、施設の衛生水準の維持向上を図るため、営業者自身による自主的管理能力の強化を図る。	○年度当初に監視指導計画を作成し、各営業施設への立入検査又は自主点検結果の検査を実施。 ○四半期毎に、保健所は本庁へ実施状況を報告。(進捗状況を把握し、必要に応じて保健所へ状況を確認する。)	業務衛生課 営業指導班
43	医療安全相談事業	医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対して中立的な立場で対応し、医療提供施設や患者・住民に対する助言及び情報提供を行う。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し対応する。 ○熊本県医療安全推進協議会並びに医療従事者を対象とした熊本県医療安全研修会を開催し、関係機関との連携や医療従事者の資質向上を図る。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を実施した。必要に応じて関係機関と連携し対応した。(相談対応実績402件。) ○熊本県医療安全推進協議会並びに熊本県医療安全研修会を開催し、関係団体との情報交換や医療従事者への医療安全に関する教育等を実施した。	【課題】 医療安全相談員の育成。 【今後の方針】 医療安全相談員を積極的に研修へ参加させ、医療安全相談窓口の対応能力及び医療機関の資質向上を図る。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し対応する。 ○熊本県医療安全推進協議会並びに医療従事者を対象とした熊本県医療安全研修会を開催し、関係機関との連携や医療従事者の資質向上を図る。	医療政策課 総務・医事班
44	旅行業立入検査	旅行業者の実際の活動状況をより正確に把握して旅行業法第1条の定める目的を達成するため、旅行業者に対し、立入検査を実施する。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い10件程度実施予定。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い12件実施。	【課題】 特定の項目(インターネットを利用して旅行業務を行う場合であり、取引条件説明書面及び契約書面を電磁的方法で交付する場合には、予め旅行者の承諾を得ること、取扱い管理者証の交付等)の指摘が立入検査で見受けられた。 【今後の方針】 引き続き旅行業務に関する取引の公正の維持及び旅行の安全の確保を図るために、立入検査を継続していく。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い10件程度実施予定。	観光振興課 観光創生班
45	宅地建物取引業事務所調査	宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。	○新規免許申請のあった事業者について、事務所調査の実施。 ○事務所への立入調査強化月間において、必要に応じた事業者への指導・監督の実施。	○新規の事務所調査については、94件実施。 ○既存業者への立入調査については、14件実施。 指導・監督は14件。	【課題】 苦情等への対応 【今後の方針】 苦情等の内容を確認し、業法違反の可能性がある場合は、適宜立入調査等で実態把握を行い、業法違反の事実が確認されれば適切に対応を行う。	○新規免許申請のあった事業者について、事務所調査の実施。 ○事務所への立入調査強化月間において、必要に応じた事業者への指導・監督の実施。	建築課 盛土対策・宅地指導班
46	計量教室	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	○菊池市、上天草市及び御船町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。	○菊池市、上天草市及び御船町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月に開催した。 参加者：3市町 合計50名	【課題】 計量教室参加者の年代・性別に偏りが見られるため、より多様な県民に参加してもらうことが望ましい。 【今後の方針】 多様な年代・性別の県民に参加いただけるよう、開催市町村と連携して開催周知及び参加者募集を行う。	○益城町、合志市及び天草市において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月頃開催予定。	産業技術センター 計量グループ

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
(2)生活関連物資等の安定確保							
47	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(5/21) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	○県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った(5/21)。	【課題】 担当者が変更された場合に情報の引継ぎや連携体制構築が課題。 【今後の方針】 引き続き、年1回の対面による打ち合わせを行い、顔の見える関係により連携を強化する。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(6/3) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	消費生活課 企画推進班
(3)消費者取引の適正化							
48	関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改正に係る情報提供	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	○悪質業者に対し、問題点の改善要求等を行った。 不当品類及び不当表示防止法に基づく行政指導3件、割賦販売法に基づく行政指導3件、特定商取引法に基づく行政指導1件、その他の行政指導事4件、業者訪問対応65件	【課題】 悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹底。 【今後の方針】 国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○引き続き悪質業者に対する問題点の改善要求等、市町村等の関係行政機関や県警に対する指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	消費生活課 消費者支援班
49	適格消費者団体の活動支援	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報提供を提供する(6月末時点:1件)。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施した。(6/22、11/30) ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施した(11/8、15)。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加した(2/15)。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報提供を提供した(6件)。	【課題】 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するための差止請求権を行使できる団体にも関わらず、消費者、消費者行政担当者、事業者にも上手く周知できていない現状がある。 【今後の方針】 引き続き、適格消費者団体の周知を行い、適格消費者団体に悪質業者の情報が集まる体制を構築する。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報提供を提供する。	消費生活課 企画推進班
50	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。 ・パネル展示会での啓発広報(本館地下1階展示スペース)	市町村や事業者への説明会等での周知を行った。	【課題】 取引の公正の確立及び消費者の利益を守ることを目的に、消費者などからの情報を収集することを図る。 【今後の方針】 担当者説明会での周知、展示等による啓発の実施。	市町村や事業者への説明会等での周知、展示等による啓発を行う。	消費生活課 消費者支援班
4 (再)	市町村との事業者情報の共有・連携強化【再掲】	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	消費者庁や経済産業省が実施した行政処分等を各市町村の消費者行政担当者に対し、18件の情報提供を行い、情報共有した。	【課題】 迅速、的確な情報提供・共有の実施。 【今後の方針】 引き続き、悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	消費生活課 消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)		
						担当課	班名	
51	液化石油ガス販売事業者等指導事業	液化石油ガスの保安の確保等のため、液化石油ガス販売事業者等に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等を実施する。	○前回検査からの経過年数を長期で概ね5年周期となるよう今後5年間の実施計画を策定。さらに、前年度実施した対象事業所から再検査が必要と認められるものを年10事業所程度加えて実施することとする。 ○令和6年度の立入検査実施計画は策定済み。 (現時点で65事業所を選定し、7月から翌年2月までの間で実施予定)	○直近の立入検査から概ね11年以上を経過している販売事業所を対象として計画。法令の基準に従って指導を実施。 【実績】47事業所	【課題】 検査の結果を、確実に保安レベルの向上に結び付ける。 【今後の方針】 前年度の実施事業所から10事業所を限度に再検査を実施し、改善状況を検証する。	○前回検査からの経過年数を長期で概ね5年周期となるよう今後5年間の実施計画を策定。さらに、前年度実施した対象事業所から再検査が必要と認められるものを年10事業所程度加えて実施することとする。 ○令和7年度の立入検査実施計画は策定済み。 (現時点で60事業所を選定し、5月から翌年2月までの間で実施予定)	消防保安課	保安班
52	ヤミ金融事犯の取締りの強化	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。	○ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反(口座の譲渡等)等の取締りを推進中 ○ヤミ金業者に対する電話警告を実施するとともに、ヤミ金融に利用された口座の凍結依頼、携帯電話の契約者確認要求、インターネット上のヤミ金融広告の削除依頼等総合的な対策を実施中	○ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、貸金業法違反、出資法違反、犯収法違反(口座の譲渡等)等を検挙した。 ○ヤミ金業者に対する電話警告を実施するとともに、ヤミ金融に利用された口座凍結の情報提供、携帯電話の契約者確認要求、インターネット上のヤミ金融広告の削除依頼等の犯行ツール対策を実施した。	【課題】 インターネットやSNSの普及により、ヤミ金融業者の匿名化が進んでいるほか、正規の商品売買を偽装するものなどの手口の巧妙化も進んでいる。 【今後の方針】 ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反(口座の譲渡等)等の取締りを推進するとともに、口座凍結依頼やインターネット上の違法情報の削除依頼を行うなどの犯行ツールの無力化を推進していく。	○ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反(口座の譲渡等)等の取締りを推進中 ○ヤミ金業者に対する電話警告を実施するとともに、ヤミ金融に利用された口座の凍結依頼、携帯電話の契約者確認要求、インターネット上のヤミ金融広告の削除依頼等総合的な対策を実施中	警察本部生活環境課	企画指導係
53	不当な取引行為等の取締り	悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。	○特定商取引法違反等の悪質商法事犯取締りを推進中 ○悪質商法に対する相談への適切な対応を推進中 ○関係行政機関と連携した被害防止活動や防犯講話等の広報啓発を推進中	○悪質商法や宗教問題等に関する相談に対して適切に対応した。 ○消費生活センター等の関係行政機関と連携し、悪質業者等に関する情報共有やホームページへの注意喚起の掲載など被害防止のための広報啓発活動を推進した。	【課題】 成年年齢の引き下げに伴い、高齢者だけに限らず、あらゆる世代を狙った悪質商法による被害が懸念されるとともに、悪質リフォーム業者による点検商法などが社会問題となっている。 【今後の方針】 防犯講話等による悪質商法に関する手口の周知などを行い、被害の未然防止を図るとともに、悪質な業者に対する取締りとこれらを取行する犯罪組織の実態解明を実施していく。	○特定商取引法違反等の悪質商法事犯取締りを推進中 ○悪質商法に対する相談への適切な対応を推進中 ○関係行政機関と連携した被害防止活動や防犯講話等の広報啓発を推進中	警察本部生活環境課	企画指導係
54	消費生活協同組合法に基づく適正運営の指導	県民の自発的な生活協同組織の発達を図り、県民生活の安定と生活文化の向上を期するため、生活協同組合に対する許認可等を行う。	○生活協同組合からの申請により許認可等を行う(6月末時点:3件)	○生活協同組合からの申請により許認可等を行った。 ※定款・事業規約の変更認可4件	【課題】 消費生活協同組合法においては、組合ガバナンスの確立が求められている。 【今後の方針】 確実な法執行と生協指導の実施を行う。	○生活協同組合からの申請により許認可等を行う。	消費生活課	企画推進班
55	消費生活関係法令等に基づく行政処分・行政指導の実施	不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、調査等を行い、必要に応じて県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、調査等を行い、必要に応じて県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行った。 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導3件、割賦販売法に基づく行政指導3件、特定商取引法に基づく行政指導1件、その他の行政指導4件。	【課題】 悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹底。 【今後の方針】 国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、調査等を行い、必要に応じて県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	消費生活課	消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
(4)適正な表示の確保							
56	景品表示法に基づく行政指導の実施	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行う。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行った。 口頭指導3件	【課題】 悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹底。 【今後の方針】 国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行う。	消費生活課 消費者支援班
57	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行う。 ※立入検査:2店舗	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行った。 ※立入検査 4店舗	【課題】 一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は家庭用品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。 【今後の方針】 家庭用品品質表示法に関する啓発及び立入検査を実施する。	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行う。 ※立入検査:0店舗	消費生活課 消費者支援班
58	電気用品安全法に基づく立入検査	電気用品の安全性の確保のため、電気用品販売店を対象に、九州経済産業局が選定した電気用品等について、電気用品安全法に定められた表示がなされているかの検査を実施する。	○九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。実施計画は9月頃に策定予定。 検査対象:①ショッピングモール等に出店する雑貨店など過去に立入検査を実施したことのない業種や販売事業者、②低価格商品を多く取り扱う総合ディスカウントストア、DIY商品を多く取り扱うホームセンター等から選定 重点品目:直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、調理家電、加湿器、空気清浄機等	○過去5年間で検査を実施していない町村を対象として計画。関係法令の周知及び合計49種の電気用品法令への適合を確認。 【実績】11事業所(法令違反及び指摘事項なし)	【課題】 過去5年間で立ち入り実績のない町村を対象に検査を実施する。 【今後の方針】九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。実施計画は9月頃に策定予定。 検査対象:①ショッピングモール等に出店する雑貨店など過去に立入検査を実施したことのない業種や販売事業者、②低価格商品を多く取り扱う総合ディスカウントストア、DIY商品を多く取り扱うホームセンター等から選定	○九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。実施計画は9月頃に策定予定。 検査対象:①ショッピングモール等に出店する雑貨店など過去に立入検査を実施したことのない業種や販売事業者、②低価格商品を多く取り扱う総合ディスカウントストア、DIY商品を多く取り扱うホームセンター等から選定 重点品目:直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、調理家電、加湿器、空気清浄機等	消防保安課 保安班
59	食品表示法に基づく衛生事項の指導等	アレルギーや添加物等の食品表示(衛生事項)の適正表示を促すため、事業者や消費者からの相談体制を整備するとともに、被疑情報に対する立入指導等を実施する。	○食品表示法に基づく立入検査・監視指導を実施	○食品表示法違反事例対応(2件)	【課題】 食品表示法違反(疑い含む)事例が散見 【今後の方針】 引き続き、食品表示法に基づく立入検査・監視指導を実施	○食品表示法に基づく立入検査・監視指導を実施	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
60	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談対応及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進 ○事業者及び消費者に対し、食品表示制度等についての講習会等の開催	○食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進(指導4件、相談対応87件) ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催(32回、555人参加)	【課題】 引き続き、県庁及び保健所の相談指導体制の強化及び事業者(特に小規模事業者)への制度周知の徹底や、消費者への普及啓発の強化が引き続き必要。 【今後の方針】 適正表示の推進のため、食品関連事業者への監視を強化していく必要がある。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談対応及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進 ○事業者及び消費者に対し、食品表示制度等についての講習会等の開催	健康づくり推進課 健康長寿・食育班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名	
61	食品表示 ウォッチャー 事業	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	○大学等での講習会の実施。 ○食品表示ウォッチャー活動。(随時) ○新規および既登録者向け研修会の実施。	○大学等での講習会の実施(東海大、尚綱短大、崇城大) ○食品表示ウォッチャー活動(新規登録者142人) ○新規および既登録者向け研修会の実施	【課題】 県内大学生が新規登録者の大半を占め、一般の方の登録がわずかであった。 【今後の方針】 多くの県民が食品表示ウォッチャー講習会を受講できるよう、県ホームページへの講習動画の掲載を継続させる。また掲載動画や掲載資料の充実を図る。	○大学等での講習会の実施(時期未定) ○食品表示ウォッチャー活動(随時) ○新規および既登録者向け研修会の実施(随時)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
62	食品表示法に基づく行政指導(食品表示法に基づく品質表示の適正化推進)	食品の適正表示を推進するため、巡回指導や疑義情報に対する立入検査等を実施する。	○食品表示強化月間を設け、巡回調査・指導を実施予定。 ○業種別食品表示講習会を実施予定。 ○必要に応じ、被疑事案に対する調査を実施予定。	○食品表示強化月間を設けた、巡回調査・指導を実施(229件) ○業種別食品表示講習会の実施(各広域本部) ○必要に応じた、被疑事案に関する調査を実施	【課題】 加工食品の不適正表示の割合は、年々減少しており改善傾向にある。ただし、以前高止まりしており、より一層の周知啓発並びに継続調査が必要であると考えられる。 【今後の方針】 各地域振興局で講習会を開催し、直売所等に出品される中小規模事業者への適正な表示方法を周知啓発する。	○食品表示強化月間を設けた、巡回調査・指導の実施(時期未定) ○業種別食品表示講習会の実施(時期未定) ○必要に応じた、被疑事案に対する調査の実施(予定)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
63	商品量目立入調査	計量法で指定された生活上大切な特定商品(食品、燃料、油脂、洗剤等)の安心な取引のため、商品の量目や表示について販売事業者や製造事業者への立入検査を行う。	○調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施予定。	○調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施した。 実施店舗数:5店舗	【課題】 商品量目不足の原因の多くが、風袋軽視(風袋引きの失念、風袋の種類誤り等)によるものが多い。 【今後の方針】 事業者に対して、正確な計量を行うよう風袋引き等の操作を徹底するよう指導を行う。	○調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施予定。	産業技術センター	計量グループ
64	特定計量器立入検査	計量法で指定された特定計量器のうち特に生活の安心に関係の深い、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、はかり等の適正な使用について販売事業者等への立入検査を行う。	○調査対象事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施予定。	○調査対象事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施した。 実施事業所数:43事業所	【課題】 特定計量器の検定有効期間切れが生じないよう、事業者は適切な管理を行う必要がある。 【今後の方針】 立入検査時に有効期間及び管理方法を確認し、不適正な事案があれば指導を徹底する。	○調査対象事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施予定。	産業技術センター	計量グループ
(5) 消費者事故情報通知対応								
65	消費者安全法に基づく重大事故情報等の適正処理	消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、直ちに消費者庁に情報提供を行った。 ※情報提供 1件	【課題】 重大事故が発生した場合、早急に消費者庁へ情報を共有し、消費者問等への注意喚起、拡大防止を図る必要がある。 【今後の方針】 消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。 ※5月末時点で2件消費者庁へ情報提供実績あり。	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	消費生活課	消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
4 地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進							
(1) 市町村推進体制の整備促進							
66	市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援	地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	○消費者安全確保地域協議会未設置市町村に働きかけをおこない、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○消費者安全確保地域協議会未設置市町村を訪問。体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図った。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。	【課題】 消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 国が定めた見守り体制の設置推進に関する数値目標は本県で既に達成しているため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○消費者安全確保地域協議会未設置市町村に働きかけをおこない、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班
(2) 熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進							
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班
5 訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応							
67	訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応	訪日外国人・在留外国人の増加が見込まれ、外国人が取引の当事者となる消費者トラブルも増加することが懸念されるため、県消費生活センター及び関係機関と連携して対応する。	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンターで対応するとともに、国民生活センター等関係機関と連携して対応する。 ※相談実績:2件	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、必要に応じて、関係機関と連携して対応した。 ※相談実績:10件 ○外国人の方に向けたホームページを作成した。	【課題】 特に、在留外国人の方に消費者トラブルに関する相談窓口が認知されていない状況にあり、また、外国語に対応できる消費生活相談員がいない。 【今後の方針】 在留外国人の増加が予想されることから、消費生活センターの機能充実を図る。外国人サポートセンターを始めとした関係機関と更に連携を深める。	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県外国人サポートセンター及び国民生活センター等関係機関と連携して対応する。また、外国人に向けたホームページをやさしい日本語の案内に修正する。	消費生活課 消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進 1 食品ロスの削減に向けた取組の推進 (1)食品ロス削減推進に係る計画の策定及び推進体制の整備							
68	「県食品ロス削減推進計画」に基づく食品ロス削減の推進	令和4年3月に策定した県計画に基づき、消費者等の行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○モニターを募集し、「食ロスチェック」(8～10月)を実施予定。 ○10月に事業所を対象とした「フードドライブ」を実施予定 ○食品ロス削減月間(10月)を中心にテレビ、SNS等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、テレビ、ラジオ、デジタル広告等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施、県内企業を募集して、「フードドライブ」を実施(9月)、県民を対象にモニターを募集して「食ロスチェック」を実施(8～10月)、食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」を中心に取組みを推進した。 	【課題】 令和6年度県民アンケートの結果では食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合が16.4%で目標の10%以下に届かなかった。 【今後の方針】 引き続きSNS等を活用した広報活動により消費者向けの普及啓発を行いながら、更なる食品ロス削減に係る県民の意識の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○モニターを募集し、「食ロスチェック」(8～9月)を実施予定。 ○10月に事業所を対象とした「フードドライブ」を実施予定 ○食品ロス削減月間(10月)を中心にテレビ、SNS等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施予定。 	消費生活課 企画推進班
(2)食品ロス削減に係る取組の推進							
69	ごみゼロ県民運動推進事業	食品廃棄物の減量化に向け、「くまもと食べきり運動」など、県民・事業者・行政が連携した取組を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ○くまもと食べきり運動の1つとして「九州食べきり協力店」の周知及び登録店舗の拡大を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「九州食べきり協力店」への新規登録24店舗に対し、啓発物(ポスター及び卓上ポップ)の配布を行った。 	【課題】 取組み開始当初は年間の登録店舗数が100店舗を超える年度もあったが、令和4年度は1桁、令和5年度以降は2桁台で推移しており、登録数が伸び悩んでいる。 【今後の方針】 連携協定を締結した地域ロス解消プラットフォーム「かせする」登録店舗へ協力を促し、登録店舗を増加させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○くまもと食べきり運動の1つとして「九州食べきり協力店」の周知及び登録店舗の拡大を行う。 	循環社会推進課 企画調整班
2 環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進							
70	エシカル消費に関する普及・啓発の推進	「エシカル消費」について、地産地消の推進等の取組事例を記載した消費者教材を作成する等により、その普及啓発を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、出前講座等の普及啓発を行った。(家庭科教員向けに講座を1回実施)県民向けに「エシカル消費」の教材を作成し、HPIに掲載 	【課題】 消費者庁の2024年度の調査では、「エシカル消費」という言葉を知っていたのは27.4%とまだまだ低いのが現状。10代の割合は33.8%と年代別で見ると最も高いが、50%には届いていない。 【今後の方針】 引き続き「エシカル消費」の周知に向け、消費者教育コーディネーターが作成した教材の活用、学校訪問でエシカル消費講座の案内を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行う。 	消費生活課 企画推進班
71	食品ロス削減に係る出前講座	食品ロス削減に係る基本的な事項について記載した消費者教材を作成し、県内高等学校等を対象に、消費者教育コーディネーターによる出前講座を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育コーディネーターが作成した教材やチラシ等により、希望する高等学校等を対象に出前講座を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申し込みがあった高等学校等に対して1回、団体に対し1回の計2回の出前講座を実施した。 	【課題】 食品ロス削減の講座申込件数が伸び悩んでいる。 【今後の方針】 四つ葉のクローバー運動にある「てまえどり」は、高校生等にとっても実践しやすい取組であることから、引き続き消費者教育コーディネーターによる学校訪問で案内を行うとともに食ロス削減月間においても、周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育コーディネーターが作成した教材やチラシ等により、希望する高等学校等を対象に出前講座を行う。 	消費生活課 企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名	
<p>■重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応 1 新型コロナウイルス感染症への対応 (1)消費生活相談体制の確保</p>								
2 (再)	市町村における消費生活相談業務への支援【再掲】	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導は市町村ホットラインとともにICTも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんの際に、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	<p>○地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。</p> <p>○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修を5/28に対面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。</p> <p>○県及び市町村の消費生活行政職員・相談員の連絡会議を年1回開催する。</p> <p>○市町村消費生活相談員に対し、市町村ホットラインやタブレットPCの活用、受入及び訪問により、助言、指導等を行う。 ※受入・巡回訪問研修 6市町村希望</p>	<p>○市町村の消費者行政担当職員を対象として5/28に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限について情報共有。</p> <p>○市町村消費生活相談員連絡会議を開催(9/5)。消費生活相談員など22名が参加。</p> <p>○消費生活相談員受入研修:4市町13回、巡回訪問研修:2市町2回</p> <p>○市町村からの経由相談対応:105件</p> <p>○解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催。 ※第1回:7/25、第2回:12/6</p>	<p>【課題】 ○市町村の消費生活相談員の人件費等にも活用されている地方消費者行政強化交付金(推進事業分)がその活用期限を迎えるという課題があり、国による安定的かつ恒久的な財源措置を要望している。</p> <p>○デジタル化の進展により、契約や決済手段等が多様化するのに伴い、消費生活相談が複雑・困難化している。</p> <p>【今後の方針】 ○国への要望を継続していくとともに、交付金の活用期限を迎える市町村と連携して対応を検討する。市町村からの経由相談に対応するとともに、必要に応じて共同あっせん等を実施する。また、県消費生活センターと市町村窓口等をオンラインでつなぎ、解決に向けた支援を行う。</p> <p>○市町村のニーズに沿った研修(市町村職員研修、巡回指導、受入研修等)を体系的に実施する。なお、様々な機会を捉え、ICTを活用してオンライン配信を実施する。</p>	<p>○地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。</p> <p>○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修を5/12に対面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。</p> <p>○引き続き、市町村消費生活相談員連絡会議を開催するとともに、市町村からの経由相談、受入研修・巡回訪問等により市町村の相談対応力の向上を図る。 ※受入・巡回訪問研修 6市町村希望</p>	消費生活課	企画推進班
<p>(2)消費者等に対する情報発信(再掲)</p>								
8 (再)	緊急な消費者被害情報の提供【再掲】	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	<p>○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※6月末時点で消費者トラブル注意報1件発出、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供</p>	<p>○消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を6件発出。</p> <p>○熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供。(5回)</p> <p>○市町村広報誌向け原稿提供。(毎月)</p>	<p>【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。</p> <p>【今後の方針】 悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。</p>	<p>○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※消費者トラブル注意報、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供</p>	消費生活課	消費者支援班
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	<p>○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。</p> <p>○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。</p>	<p>○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。</p> <p>○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。</p> <p>○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。</p>	<p>【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。</p> <p>○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。</p> <p>【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。</p>	<p>○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。</p> <p>○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。</p> <p>○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。</p>	消費生活課	企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
(3)生活関連物資等の安定確保(再掲)							
47 (再)	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定【再掲】	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(5/21) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	○県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った(5/21)。	【課題】 担当者が変更された場合に情報の引継ぎや連携体制構築が課題。 【今後の方針】 引き続き、年1回の対面による打ち合わせを行い、顔の見える関係により連携を強化する。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(6/3) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	消費生活課 企画推進班
2 災害への対応 (1)平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨への対応							
72	被災者の生活再生支援	熊本地震の被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、被災者の生活再生支援を実施中。 ・生活再生相談(面談件数:202件/うち災害関連相談件数:0件) ・家計診断(家計相談:167件/うち災害関連相談件数:0件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:72件/うち災害関連相談件数:0件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:0件)	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を実施した。 ・被災者への特別金利での貸し付けは0件だった。	【課題】 令和6年度の実績は0件だったが、今後も被災者からの相談の可能性はある。 【今後の方針】 相談があれば対応を検討する。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施中。 ・生活再生相談(面談件数:43件) ・家計診断(家計相談:42件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:7件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:1件)	消費生活課 企画推進班
73	地域支え合い連携推進事業	平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の生活再生における消費生活面からの支援のため、地域支え合いセンターを設置している市町村等へ消費生活相談窓口の周知と消費生活に関する情報の提供を行い、消費者トラブルの未然防止と被害の救済を図る。	○災害や被災者の生活再生に関する内容について、地域支え合いセンターへ消費生活相談窓口の周知や消費生活に関する情報提供を行う予定。	地域支え合いセンターへ消費生活相談窓口の周知や消費生活に関する情報提供。(0回)	【課題】 災害時に円滑に県民に必要な情報を提供するために担当者の引継ぎが課題。 【今後の方針】 引き続き、引継ぎを行う。	○災害や被災者の生活再生に関する内容について、地域支え合いセンターへ消費生活相談窓口の周知や消費生活に関する情報提供を行う予定。	消費生活課 健康福祉政策課地 企画推進班
74	復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策)	熊本地震で自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合に、既存住宅の利子相当額を補助する。復興関係公共事業等の理由により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方について補助を継続する。	○熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たに住宅ローンを組んで再建する場合に、既存債務の利子相当額(50万円を上限)を補助する。令和2年3月31日をもって申請受付を終了。ただし、熊本地震の復興関係公共事業又は被災マンションの建替えに不測の時間を要した、その他やむを得ない事情により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方については、引続き申請を受付ける。	○交付実績:0件	【課題】 昨年度の交付実績はないが、復興関係公共事業等により住宅の再建が完了していない方が一定数残っている。 【今後の方針】 復興関係公共事業等により住宅の再建が完了していない方向けに広報を行い、二重ローン対策として補助事業を継続する。	○熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たに住宅ローンを組んで再建する場合に、既存債務の利子相当額(50万円を上限)を補助する。令和2年3月31日をもって申請受付を終了。ただし、熊本地震の復興関係公共事業又は被災マンションの建替えに不測の時間を要した、その他やむを得ない事情により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方については、引続き申請を受付ける。	住宅課 計画班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
(2) 今後の災害等への緊急対応							
75	被災市町村の相談窓口への支援	被災した市町村の消費生活相談窓口機能を補完するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者ホットライン188(いやや)の活用を図る。	○消費者ホットライン188(いやや)の効果的な活用を図るため、各種照会(接続先変更、接続時間帯の調整等)に対応する。	○国民生活センターと連携し、災害時等に消費者ホットライン188(いやや)の接続先変更について市町村に調査する等対応を行った。	【課題】 全国的に消費者ホットラインの認知度が低いという課題がある。 【今後の方針】 県民が1人で消費者被害に悩むことがないよう、引き続き消費生活相談窓口及び消費者ホットラインの活用について周知を行う。	○消費者ホットライン188(いやや)の効果的な活用を図るため、市町村に対し消費者ホットライン周知のための案内や消費者庁からの各種照会(接続先変更、接続時間帯の調整等)に対応する。	消費生活課 企画推進班
47 (再)	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定【再掲】	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(5/21) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	○県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った(5/21)。	【課題】 担当者が変更された場合に情報の引継ぎや連携体制構築が課題。 【今後の方針】 引き続き、年1回の対面による打ち合わせを行い、顔の見える関係により連携を強化する。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(6/3) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	消費生活課 企画推進班
76	熊本県酪農業協同組合連合会との地震災害時における救援物資の提供に関する協定	県と熊本県酪農業協同組合連合会とが締結した協定に基づき、地震災害時に常温保存可能な牛乳、乳飲料等を無償で提供する。	○地震災害等の発生時に、必要に応じて事業を実施することとしている。	○地震災害等大きな災害発生が確認されなかったため、未実施。	【課題】 令和6年度は実績なし。 【今後の方針】 地震災害等の発生時に、必要に応じて事業を実施。	○地震災害等の発生時に、必要に応じて事業を実施することとしている。	畜産課 経営環境班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
3 SNSによる消費者被害への対応							
(1)消費者等に対する情報発信(再掲)							
8 (再)	緊急な消費者被害情報の提供【再掲】	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※6月末時点で消費者トラブル注意報1件発出、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供	○消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を6件発出。 ○熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供。(5回) ○市町村広報誌向け原稿提供。(毎月)	【課題】 デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。 【今後の方針】 悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。 ※消費者トラブル注意報、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供	消費生活課 消費者支援班
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班
(2) SNSに関する相談対応力の向上							
77	消費生活相談員のスキルアップと市町村とのスキルの共有	SNSに関する相談に対応するため、県消費生活センター職員の専門性の向上を図るとともに、市町村に対して必要な知識や技術を共有する。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修を相談員に受講させる。 ○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定する。	○国民生活センター主催研修参加 13回(うちSNS関係研修1回) ○市町村消費生活行政職員・相談員研修会において相談概要説明 ○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定。	【課題】 SNSによる悪質商法の勧誘など、成年年齢下げを契機として若年者の消費者トラブルの今後の増加が懸念される。 【今後の方針】 国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修を相談員に受講させる。県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定する。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修に相談員を派遣するとともに、SNS等に関するトラブル事例をテーマに、県弁護士会と市町村相談員による勉強会を実施する。	消費生活課 消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
<p>■重点施策4 消費者教育の推進</p> <p>1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進</p> <p>(1)学校等における消費者教育の推進</p>							
78	学校における消費者教育の推進	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	<p>【高校教育課】</p> <p>○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の観点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。</p> <p>【義務教育課】</p> <p>○教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】</p> <p>○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネーなども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:インターネット通販の特徴やトラブル事例から注意点や対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導したりする。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。</p>	<p>【高校教育課】</p> <p>○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の観点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。</p> <p>【義務教育課】</p> <p>○令和6年7月・12月の各教科等指導主事研修会社会科部会及び家庭科部会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。</p> <p>【特別支援教育課】</p> <p>○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導した。 (中学部:例) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導した。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネーなども含め消費生活の基本的な事項を指導した。 (高等部:例) 家庭、情報:インターネット通販の特徴やトラブル事例から注意点や対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導したりした。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導した。</p>	<p>【課題】</p> <p>【高校教育課】 18歳、19歳の消費生活相談の内容の多様化と件数の増加 消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要になってきた。</p> <p>【義務教育課】 教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の配付等の情報提供を行う必要がある。</p> <p>【特別支援教育課】 学校からは、課金やスマホに依存する事案やSNS内のトラブルについての事案が挙がってきており、対応に追われている現状があった。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>【高校教育課】 これまでの実施内容を継続しつつ、より専門的でリアルな授業を行っていくために、教師と専門機関等が連携した授業づくりの推進を行う。</p> <p>【義務教育課】 教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】 トラブルに陥りやすい状況(場面)や、より消費者教育に関係する学習プログラム等の情報を提供し、子供たちがトラブルにあった際の対処方法だけでなく、トラブルに遭わないための学習ができるよう、有益な情報を適宜提供する。</p>	<p>【高校教育課】</p> <p>・高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の観点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等をより専門的かつリアルな内容で指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。</p> <p>【義務教育課】</p> <p>○教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】</p> <p>○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:引き続き教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の大切さや必要性について学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:引き続き生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネー、SNS等なども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:引き続きインターネット通販の特徴や注意点、対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、トラブルに陥りやすい状況やその対応について指導したりする。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。</p>	<p>高校教育課 義務教育課 特別支援教育課</p> <p>【高校教育課】 産業教育指導班</p>
79	情報教育活動の支援	情報モラル教育の充実のため、出前講座等を実施する。	<p>○情報モラル教育の充実 「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等向けの講話を実施した(講師:県指導主事20名)。(12団体、延べ1,707人受講)</p>	<p>○情報モラル教育の充実 「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)が学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等向けの講話を実施した。(※令和6年度実績28団体、延べ2,921人受講)</p>	<p>【課題】 家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロールの利用等。</p> <p>【今後の方針】 情報モラル教育に関する最新情報を随時提供し、子供たちの自立を促す情報モラル教育について講座を展開する。</p>	<p>○情報モラル教育の充実 「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、情報安全ファシリテータ(県指導主事等)が学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等向けの講話を実施する。(※実施期間:令和7年5月～令和8年3月)</p>	<p>教育政策課</p> <p>教育情報化推進室</p>

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
80	私立学校における消費者教育の支援	消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活用できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	○文部科学省からの通知(消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業等について)を各学校へ通知し、消費者教育の推進を依頼した。	○文部科学省からの通知(消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」)を各学校へ通知し、消費者教育の推進を依頼した。(令和6年5月)	【課題】 消費者教育を行っている私立高等学校は、令和5年度に比べ1校増えたが、21校のうち11校に留まった。 【今後の方針】 引き続き文部科学省からの通知を各学校へ通知し、更なる消費者教育の推進を図る。	○文部科学省からの通知(「消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業等について」)を各学校へ通知し、消費者教育の推進を依頼する。(予定)	私学振興課 私学運営支援班
81	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進するため、中学生や高校生を対象とした講座等を開催する。	○中学生を対象とした「ジュニア食品安全セミナー」を実施予定。 ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施予定	○中学生を対象とした「ジュニア食品安全セミナー」の実施(2校) ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」の実施(3校)	【課題】 県民の食に関する不安を解消するため、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進する必要がある。 【今後の方針】 若年層(中学、高校)への学習機会の提供の場として、引き続き各講習会を継続する。	○中学生を対象とした「ジュニア食品安全セミナー」の実施(時期未定) ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」の実施(時期未定)	くらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班
82	食育・米消費拡大対策	米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。	○学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図る。(19,750冊を小学校・関係団体等に6月までに配布済) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会等を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	○学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図った。(19,750冊を小学校・関係団体等に6月までに配布) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会等を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	【課題】 米の一人当たり年間消費量は、食生活の変化等もあり減少傾向が続き、この数年もほぼ横ばいとなっている。(昭和37年度:118.3kg→令和5年度:51.1kg) 【今後の方針】 引き続き幅広い層に対して米食の啓発活動を行うとともに、地産地消、食育を推進し、県産米の消費拡大を図る。	○学習教材「くまもとのお米の本」(デジタル版)を作成し、地産地消の理解促進を図る。(小学校・関係団体等に6月までに周知・広報) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)関係者を対象とした食育講習会等を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	農産園芸課 農産振興班
83	携帯電話のフィルタリングの周知・啓発	県少年保護育成条例に基づき、携帯電話のフィルタリングについての周知・啓発を実施する。	○フィルタリング普及啓発チラシを11万枚作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図った。 ○熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図る。	○フィルタリング普及啓発チラシを11万枚作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図った。 ○熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図った。	【課題】 インターネット上には、少年の健全な育成を著しく阻害する情報が氾濫しており、少年が有害情報を閲覧・視聴することがない環境づくりを進める必要がある。 【今後の方針】 引き続き、関係機関等と連携し、フィルタリングサービス等の利用促進を通じて、インターネットの安全利用についての意識啓発を図る。	○フィルタリング普及啓発に関するクリアファイルを作成し、県内の携帯電話販売店へ配布することにより、スマートフォンを契約しようとする保護者に対し、フィルタリングの普及啓発を図る。 ○熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図る。	くらしの安全推進課 青少年班
84	高校生等のための消費生活講座の実施	成年年齢の引き下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が急増する状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施する。	○私学振興課及び教育庁関係各課と連携し、「高校生等のための消費生活講座」を実施する。	○申込みがあった高等学校に対して計32回の出前講座を実施した。	【課題】 実施校数の実績はコロナ禍を終え徐々に増加しているが、目標の40校以上での実施には程遠い。 【今後の方針】 引き続き、消費者教育コーディネーターを通し、高等学校等への積極的な消費生活出前講座の活用を呼びかける。	○私学振興課及び教育庁関係各課と連携し、「高校生等のための消費生活講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
85	大学等への消費生活情報の提供	消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。	○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発ポスター又はチラシを配布する。 ○県内の適格消費者団体に委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」、「専門の法律を学んでいる学生向け講座」を実施。	○県内の適格消費者団体に委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施(3大学、82名)、「専門の法律を学んでいる学生向け講座」を2回に分けて実施(1大学、35名) ○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発チラシを配布した。	【課題】 大学等に消費者被害防止のためのチラシを配布しているが、消費生活センター等に相談をしていないことも想定されることから大学生の消費者被害の現状等が分からない部分もある。 【今後の方針】 令和7年度からは、消費者教育コーディネーターが大学等に訪問し、現状把握やニーズの把握に努める。	○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発ポスター又はチラシを配布する。 ○県内の適格消費者団体に委託し、「若者や地域に対する消費者教育出前講座」を実施。	消費生活課 企画推進班
(2)職域、地域社会における消費者教育の推進							
86	消費者意識の向上に向けた支援	複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、各市町村担当者等に消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 ○県民を対象とした消費者意識向上のための講座を実施	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 (令和6年度は、消費者教育に関する問い合わせは0件) ○11講座を6月と10～2月に集合対面形式で実施(約270名が受講)	【課題】 市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施したが、問い合わせは0件であった。 【今後の方針】 県民にとって有益な情報提供及び更なる消費者意識向上のための講座を希望なども取り入れながら、提供していきたい。	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 ○県民を対象とした消費者意識向上のための講座を実施	社会教育課 社会教育連携班
29 (再)	福祉サービス第三者評価結果の公表【再掲】	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果を公表。(令和4～6年度 73施設)	【課題】 事業開始(平成18年度)から令和6年度末までの福祉サービス第三者評価の受審件数(累計)は、610件で、目標の688件に達していない。 【今後の方針】 引き続き、福祉サービス事業所向けの研修会や、指導監査等の場を活用し、制度の意義・効果等について周知し、受審促進を図っていく。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	社会福祉課 指導監査班
27 (再)	食品衛生に係る啓発指導【再掲】	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	○食品事業者等を対象とした講習会を開催 ○消費者を対象とした講習会を実施 ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施	○食品事業者等を対象とした講習会を開催(144回、8,128人参加) ○消費者を対象とした講習会を実施(42回、1,057人参加) ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施(31回、716人参加)	【課題】 特になし 【今後の方針】 引き続き、講習会を通じて食品による健康被害防止対策や適正表示、食品衛生に関する知識の普及を図る。	○食品事業者等を対象とした講習会を開催 ○消費者を対象とした講習会を実施 ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施	健康危機管理課 食品乳肉衛生班
60 (再)	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等【再掲】	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談対応及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進 ○事業者及び消費者に対し、食品表示制度等についての講習会等の開催	○食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進(指導4件、相談対応87件) ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催(32回、555人参加)	【課題】 引き続き、県庁及び保健所の相談指導体制の強化及び事業者(特に小規模事業者)への制度周知の徹底や、消費者への普及啓発の強化が引き続き必要。 【今後の方針】 適正表示の推進のため、食品関連事業者への監視を強化していく必要がある。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談対応及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進 ○事業者及び消費者に対し、食品表示制度等についての講習会等の開催	健康づくり推進課 健康長寿・食育班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
28 (再)	健康食生活・食育推進における普及啓発【再掲】	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○各保健所、市町村において食育に関する啓発を実施(通年) ○県農業フェアへの出展(11/11、12) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○県政ラジオでの食育啓発(6/4) ○県農業フェアへの出展(11/9、10) 	<p>【課題】</p> <p>食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に活かしている県民の割合は、42.1%であり、関係機関等による様々な取組が活発になる等、食育の動きは広まりつつあるものの県民への浸透は十分とは言えない。県民一人ひとりへ広く食育の考え方や内容を浸透させることが必要。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>第4次熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、市町村をはじめとした関係機関・団体と連携し、「熊本県民食生活指針」を活用し、食品ロス削減を意識し、食品を無駄なく使いきる等、食育の普及啓発を行う。併せて「野菜摂取増加」や「減塩」を広めるため民間企業・団体と連携し、県民(特に働き盛り期)が自然と健康になれる食環境の整備を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示(6月) ○熊本市、九州農政局合同で食育月間該当キャンペーンを開催(6/2) ○県下一斉で食育月間イベントを開催(6月) ○各保健所、市町村において食育に関する啓発を実施(通年) ○県農業フェアへの出展(11月) 	健康づくり推進課 健康長寿・食育班
87	水銀フリー推進事業	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発動画を活用した情報発信や公共施設等における情報発信を実施する予定。 ○県内の中学生及び高校生等の水銀フリーに関する取組みの理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水銀フリー啓発動画の街頭大型ビジョンでの放映、熊本県立図書館の「情報ギャラリー展」や熊本県民交流館パレアにおけるパネルの展示等により情報発信を行った。 ○県内の中高生等を対象とした「水銀フリーに係る出前講座」を2校で実施した(受講者約120名)。 	<p>【課題】</p> <p>令和8年度の水俣病公式確認70年や、令和9年度末での蛍光灯の製造・輸出入禁止などを控える中、水銀フリー社会実現の重要性を効果的に発信していく必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>メディアやSNS等を活用し、改めて国内外に向けた啓発を行うとともに、「水銀フリーに係る出前講座」により、中高生等の若い世代の水銀フリーに関する取組への理解促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発動画を活用した情報発信や公共施設等における情報発信を実施する予定。 ○県内の中学生、高校生等の水銀フリーに関する取組への理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を開催。 	環境政策課 政策班
88	地球温暖化防止活動推進事業	「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を実現するため、県の地球温暖化防止活動推進センターを通して、地球温暖化防止活動推進員や地域協議会への支援を行い、県民、事業者の意識改革や省エネ行動等を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施。 講演会: 11回、411人が参加 研修会: 4回、41人が参加 	<p>【課題】</p> <p>脱炭素の認知度は増加している一方、県民や事業者の行動変容までは至っていない。地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動を支援してことがより一層必要。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>推進員同士の連携を強化する機会となる研修会等を実施することで推進員の地域での活動の広がりを支援し、県民や事業者への地球温暖化対策の普及啓発により一層取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施予定。 	環境立県推進課 ゼロカーボン企画班
89	県民ゼロカーボン行動促進事業	脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学5年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施。 ○地球温暖化対策をテーマにした「くまもと環境出前講座」の実施。 ○熊本高専八代キャンパスで講義実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学5年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施。(肥後っ子教室 R6:331校、15,766人が参加) ○地球温暖化対策をテーマにした「くまもと環境出前講座」の実施(R6:11校、371人が参加)。 ○熊本高専八代キャンパスで講義実施。120人が参加。 	<p>【課題】</p> <p>脱炭素の認知度は増加している一方、県民一人ひとりの行動変容までは至っていない。</p> <p>○現状、県が一方通行で情報発信しており、脱炭素の取組みについて、「自分事化」されていない。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>脱炭素を自分事化し、実践に移す意識の浸透を図るため、SNS等を活用し、更なる普及啓発に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学5年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施予定。 ○地球温暖化対策をテーマにした「くまもと環境出前講座」の実施予定。 ○熊本高専八代キャンパスで講義実施予定。 	環境立県推進課 ゼロカーボン企画班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名	
90	環境学習事業	環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、「エコライフ体験教室」を開催する。	○「エコライフ体験教室」の開催 ・エコクッキング等を中心とした体験教室を実施予定。 【予定】 期日：令和6年7月 場所：水俣市公民館 参加人数：20人程度	○「エコライフ体験教室」の開催 ・エコクッキング等を中心とした体験教室を実施。 期日：令和6年7月28日 場所：水俣市公民館 参加人数：23人	【課題】 国内における食品ロス発生量は年々減少傾向にはあるが、そのうち、家庭からの発生量はその半分を占める。 【今後の方針】 イベント等を通して環境教育（エンカル消費、地産地消など）を行い、環境の保全に配慮した消費生活に係る意識の醸成を図る。	○「エコライフ体験教室」の開催 ・エコクッキング等を中心とした体験教室を実施予定。 【予定】 期日：令和7年8月30日 場所：熊本市植木公民館 参加人数：24人程度	環境センター	
91	出前講座事業	環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー及び環境教育指導者（各分野の専門家や大学教授）を派遣し、環境学習（出前講座）を行う。	○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習（出前講座）を開催。 ※3回、124人 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 （10/5～6実施予定） ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。※0回実施	○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習（出前講座）を開催。 ※66回、2,443人 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 （10/5～10/6、22人） ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。※12回実施	【課題】 各講座への参加団体数、参加者数の拡充。 【今後の方針】 引き続きSNS等を活用した広報や学校へのチラシ配布等の広報活動を行い、出前講座事業の認知度を向上させ、事業の利用拡大及び県民の環境保全（食品ロス削減）に係る意識の醸成を図る。	○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習（出前講座）を開催。 ※1回、107人 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 （7月～8月に2日、実施予定） ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。 ※12回実施予定	環境センター	
26 (再)	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催【再掲】	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ（食品表示、食品添加物等）を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	○出前講座の実施。（1件） ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催（未定）。 ○地域における意見交換会の開催（時期未定）。 ○食品適正表示推進者講習会の開催（8/1～10/31）。 ○業種別講習会の開催。（時期未定）	○出前講座の実施（18回） ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催（1回） （テーマ「健康食品」、12月開催、70人） ○食品適正表示推進者講習会の開催（8～10月、12～3月） ○業種別講習会の開催（4回）	【課題】 食品表示は、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑なことから、事業者の制度に対する理解不足や確認漏れ等による不適正表示が依然として見られる。 【今後の方針】 各種講習会等について、講習会の内容や開催時期等を検討し、食品表示の更なる適正化へ向けて、消費者等への正確な情報提供を推進する。	○出前講座の実施（募集中） ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催（時期未定） ○食品適正表示推進者講習会の開催（8～10月、12～2月予定） ○業種別講習会の開催（時期未定）	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
32 (再)	食の安全安心確保に係る情報提供【再掲】	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに60回掲載した。	【課題】 情報の掲載場所が整理されておらず、食の安全安心に関する情報の収集が難しい状態であった。 【今後の方針】 令和7年度、新たに開設したポータルサイトを活用する。情報を整理し積極的に発信する。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
10 (再)	消費者月間記念事業の開催【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	○県政TV、ラジオ、テレビCMにて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/11)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、くまもと県民交流館パレア9階ロビー、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和5年度消費者相談概要等の記者発表(5/8) ○消費者月間記念勉強会及び消費者支援功労者表彰伝達式(5/29) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	○県政TV、ラジオ、テレビCMにて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/11)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、くまもと県民交流館パレア9階ロビー、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和5年度消費者相談概要等の記者発表(5/8) ○消費者月間記念勉強会及び消費者支援功労者表彰伝達式(5/29) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	【課題】 消費者トラブルに遭った時に、どこに相談すればいいのかわからない等の理由から相談まで行きつかない消費者がいることから、相談窓口の周知が依然として課題。 【今後の方針】 消費者月間には、引き続き県民に向けた相談窓口の周知や消費者トラブルに遭わないためにはどうしたら良いかといった消費者教育の普及や啓発活動を行う。	○ラジオ、テレビCMにて、広報活動を実施 ○下通アーケード内にて街頭キャンペーン(5/10)を実施 ○パネル展の実施(県庁地下展示スペース、くまもと県民交流館パレア9階ロビー、熊本県立図書館1階ギャラリー展示場) ○令和6年度消費者相談概要等の報道機関への情報提供 ○消費者月間記念勉強会及び消費者支援功労者表彰伝達式(5/30) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/30)を実施	消費生活課 企画推進班
92	消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業	消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	○市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	○地域における消費生活啓発講座に、金融広報委員会と連携して講師を派遣した。(31件)	【課題】 消費者被害の防止やトラブルの早期解決、多重債務問題の改善を図るためには、住民に身近な市町村等における「消費者相談体制の強化」や「消費者被害防止の取組強化」、「多重債務者相談への対応充実」が必要である。 【今後の方針】 市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	○市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	消費生活課 消費者支援班
50 (再)	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発【再掲】	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。 ・パネル展示会での啓発広報(本館地下1階展示スペース)	市町村や事業者への説明会等での周知を行った。	【課題】 取引の公正の確立及び消費者の利益を守ることを目的に、消費者などからの情報を収集することを図る。 【今後の方針】 担当者説明会での周知、展示等による啓発の実施。	市町村や事業者への説明会等での周知、展示等による啓発を行う。	消費生活課 消費者支援班
93	家庭用品品質表示法の啓発	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	○家庭用品販売店に立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。 ※立入検査:2店舗	○家庭用品販売店に立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。 立入検査を実施:4店舗の責任者に対して啓発活動を実施。	【課題】 一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は家庭用品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。 【今後の方針】 家庭用品品質表示法に関する啓発及び立入検査を実施する。	○家庭用品販売店に立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。 ※立入検査:0店舗	消費生活課 消費者支援班
25 (再)	消費生活用製品安全法に基づく指導及び啓発【再掲】	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査(4店舗予定)を実施するとともに、ホームページや報道機関を通して、啓発活動を行う。 ※立入検査:4店舗	○国からの消費者被害情報等を随時市町村に提供するとともに、消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査を実施した。 ※立入検査:4店舗	【課題】 一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は家庭用品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。 【今後の方針】 確実な法執行と事業者指導の実施を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査(4店舗予定)を実施するとともに、ホームページや報道機関を通して、啓発活動を行う。	消費生活課 消費者支援班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へメールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班
46 (再)	計量教室【再掲】	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	○菊池市、上天草市及び御船町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。	○菊池市、上天草市及び御船町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月に開催した。 参加者:3市町 合計50名	【課題】 計量教室参加者の年代・性別に偏りが見られるため、より多様な県民に参加してもらうことが望ましい。 【今後の方針】 多様な年代・性別の県民に参加いただけるよう、開催市町村と連携して開催周知及び参加者募集を行う。	○益城町、合志市及び天草市において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月頃開催予定。	産業技術センター 計量グループ
94	地下水と土を育む農業の推進	熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学生等に配布する。 ○子どもたちを対象とした現地勉強会を開催する。 ○消費者向け各種イベントへの出展やPRキャンペーンを実施する。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学生等に配布した(17,272冊)。 ○理解促進を目的とした記事体広告の掲載を行った(計5回)。 ○子どもの現地勉強会(バスツアー)を開催した(12/1、12/7、小学生及び保護者計77名) ○販売店舗キャンペーン(11/27～1/7、53店舗)や農業フェアなどの熊本市近郊でのイベントへのブース出展を行った(計2回)。	【課題】 令和6年度の県民アンケートで、地下水と土を育む農業及びくまもとグリーン農業の認知度がどちらも目標に届かなかった。 【今後の方針】 子どもたちを対象とした現地勉強会や副読本等これまでの取組みを継続するとともに、地下水と土を育む農業やくまもとグリーン農業を知らない消費者に、農産物を手にとってもらえるようなイベント(マルシェに出展等)を検討し、認知度向上を図る。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学生等に配布する。副読本は電子化し、タブレット端末等で閲覧できるよう対応する。 ○子どもたちを対象とした現地勉強会を開催する。 ○消費者向け各種イベントへの出展やPRキャンペーンを実施する。	農業技術課 みどりの農業推進班
95	県内農林水産物等の地産地消推進	県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な利活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・ホームページ(地産地消サイト)への情報掲載 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信 ○地産地消協力店の指定(令和6年6月末で436店舗を指定) ○くまもと食・農ネットワークの活動・運営支援等 ・県民参加型イベント等の実施 ・運営委員会の実施 ・総会の開催	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・地産地消に関する様々な情報、取組を地産地消サイトで発信 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信(月2回程度)。 ○地産地消協力店の指定(令和7年3月末で約450店舗を指定) ○食・農ネットワークの活動・運営支援等 ・県民参加型イベント等の実施 ・運営委員会の実施(5月、8月、3月) ・総会の開催(6月) ・小学生と保護者向けイベント開催(1月)	【課題】 若年層など幅広い県民に対する県産品への地産地消理解促進のため、更なる啓発が求められる。 【今後の方針】 引き続きHPやSNS等での広報活動で県食材の魅力について発信することで、地産地消を推進する。	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・ホームページ(地産地消サイト)への情報掲載 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信 ○地産地消協力店の指定 小学生等を対象にしたイベント等の実施	流通アグリビジネス課 地産地消班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
96	くまもとの森林環境教育推進事業	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:30団体以上) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:9団体予定) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出件数:42団体) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配付。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:13団体) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。 	<p>【課題】 事業計画以上の実績を上げており、事業実施上の課題はない。 しかし、消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうための教育活動であり、継続した取り組みが大切と考えている。</p> <p>【今後の方針】 今後も、熊本県水とみどりの森づくり税を活用した第5期(令和7年度(2025年度)～令和12年度(2029年度))計画に基づき、事業を着実に遂行していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:30団体以上) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級合計4回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:9団体予定) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。 	林業振興課 くまもと木材活用推進班
97	防犯講習会(学校、地域、事業者等向け)	振り込め詐欺や悪質商法等による被害防止のため、学校、地域における各種会合、関係事業者等を対象に、現状や対処法についての講話を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、「電話で『お金』詐欺」等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施した。(講話回数:205回・情報発信数:62回) ○犯人からの電話を受けない対策として、新規事業である「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員(でんでんむし隊)による支援(4/1～)及び防犯電話機購入支援キャンペーン(7/16～)を実施 ○SNS利用者等に対するSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止に関する広報啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話や情報発信を実施した。 ○犯人からの電話を受けない対策として「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員(でんでんむし隊)による支援及び防犯電話機購入支援キャンペーンを実施した。(キャンペーン応募数4,507件) ○SNS利用者等に対するSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止に関する広報啓発を実施した。 	<p>【課題】 「電話で『お金』詐欺」及びSNS型投資・ロマンス詐欺は、依然として増加傾向、高齢者だけでなく若い世代の被害も多発。</p> <p>【今後の方針】 携帯電話を含めた犯人からの電話を受けない対策の推進(国際電話の着信拒否設定など) 「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター(むさし安心コール)やSNSなどあらゆる媒体を活用した幅広い世代に向けた広報啓発の推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話や情報発信を実施中。 ○押収名簿登載者等に対し、「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター(むさし安心コール)から電話をかけ、注意喚起を実施中。 ○SNS利用者等に対するSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止に関する広報啓発を実施中。 	警察本部生活安全企画課 生活環境課 【生活安全企画課】 電話で『お金』詐欺対策係 【生活環境課】 企画指導係
98	トラブル対処法等被害防止講話	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施中 〈内容〉 ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施(講話件数36件) 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施中 〈内容〉 ・各学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施(講話件数246件) 	<p>【課題】 サイバー事案は、多岐に及ぶだけでなく、新たな手口が現れるなど無数に留意点が存在することから、注意啓発内容の選定が困難であった。</p> <p>【今後の方針】 サイバー事案被害防止のため、事案の発生状況や流行の手口を分析し、より効果的かつタイムリーな各種広報啓発活動を継続していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施している。 〈内容〉 ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施している(講話件数11件)。 	警察本部サイバー犯罪対策課 企画係

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
2 効果的な消費者教育のための取組の推進 (1) 多様な主体との連携促進							
99	消費者団体の自主的活動の支援	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	○消費者団体等と共催で、12月に熊本市内で消費生活講演会を開催予定。	○消費生活講演会(12/5)はJ-FLECや消費者団体等と共催で開催。 ○文科省主催の「消費者教育フェスタ」(1/31)において、県内の各団体の消費者発表大会を実施。オンラインで全国に配信するとともに市町村等へ周知するための支援を行った。	【課題】 消費者教育の推進のため、引き続き、消費者団体との連携のもと講演会等を実施する必要がある。 【今後の方針】 消費者団体の活動を県民に周知する機会である消費者大会を引き続き実施、支援する。	○消費者団体等と共催で、12月に講演会及び消費者発表大会を開催予定。	消費生活課 企画推進班
100	消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催する。(8/26開催)	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催した。(8/26開催)	【課題】 成年年齢の引き下げに伴い、若年層への消費者教育がより重要になってきている。また、市町村毎に消費者教育出前講座の実施回数にばらつきがある。 【今後の方針】 協議会委員や関係団体と連携しながら、県内の消費者教育の更なる充実を図るための施策を検討する。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催する。(7月開催予定)	消費生活課 企画推進班
101	市町村消費生活推進研修事業	市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。	○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修会を5/28に実施。消費者行政担当者など40名が参加。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした研修を実施(9月開催予定)	○市町村の消費者行政担当職員を対象として5/28に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など40名が参加。 ○市町村消費生活相談員連絡会議を開催(9/5)。消費生活相談員など22名が参加。	【課題】 県内の小規模な市町村等においては、消費者行政担当職員が1名のみで、さらに他の業務を複数兼務していることも多いと認識しており、そういった県によるサポートが必須と考える。 【今後の方針】 研修等の機会を捉えて顔の見える関係を構築し、相互に相談や意見交換を深め、県内のサービスを平均化させることが重要である。	○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修会を5/12に実施。消費者行政担当者など40名が参加。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした研修を実施(9月開催予定)	消費生活課 企画推進班
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/22)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	【課題】 ○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 ○国が掲げた見守り体制の設置推進に関する数値目標等は対象期間が令和6年度で終了し一旦区切りを迎えたため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。 【今後の方針】 国の見守りネットワークに関する動向を注視し、新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに市町村と共有し検討していく。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施する。	消費生活課 企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
(2)消費者教育の担い手育成							
78 (再)	学校における消費者教育の推進【再掲】	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	<p>【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。</p> <p>【義務教育課】 ○教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネーなども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:インターネット通販の特徴やトラブル事例から注意点や対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導したりする。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。</p>	<p>【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。</p> <p>【義務教育課】 ○令和6年7月・12月の各教科等指導主事研修会社会科部会及び家庭科部会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。</p> <p>【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導した。 (中学部:例) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導した。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネーなども含め消費生活の基本的な事項を指導した。 (高等部:例) 家庭、情報:インターネット通販の特徴やトラブル事例から注意点や対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導したりした。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導した。</p>	<p>【課題】 【高校教育課】 18歳、19歳の消費生活相談の内容の多様化と件数の増加 消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要になってきた。</p> <p>【義務教育課】 教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の配付等の情報提供を行う必要がある。</p> <p>【特別支援教育課】 学校からは、課金やスマホに依存する事案やSNS内のトラブルについての事案が挙がっており、対応に追われている現状があった。</p> <p>【今後の方針】 【高校教育課】 これまでの実施内容を継続しつつ、より専門的でありアルな授業を行っていくために、教師と専門機関等が連携した授業づくりの推進を行う。</p> <p>【義務教育課】 教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】 トラブルに陥りやすい状況(場面)や、より消費者教育に関係する学習プログラム等の情報を提供し、子供たちがトラブルにあった際の対処方法だけでなく、トラブルに遭わないための学習ができるよう、有益な情報を適宜提供する。</p>	<p>【高校教育課】 ・高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等をより専門的かつリアルな内容で指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。</p> <p>【義務教育課】 ○教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:引き続き教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の大切さや必要性について学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:引き続き生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、スマホ・ネットでのトラブル事例をもとに、インターネット通販や電子マネー、SNSなども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:引き続きインターネット通販の特徴や注意点、対処方法について指導したり、現金、カード、スマホ決済等の電子マネーの適切な利用を含め、トラブルに遭いやすい状況やその対応について指導したりする。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。</p>	<p>高校教育課 義務教育課 特別支援教育課</p> <p>【高校教育課】 産業教育指導班</p>
102	高等学校教員に対する消費者教育の推進	高等学校教員に対する消費者教育の推進	○教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。 ・教育課程研究協議会、家庭科主任会等において、消費者教育に関する情報を提供予定。	○教育課程研究協議会(8月:県立、市立、私立高校教員68人)、家庭科主任会(10月:県立、市立高校教員55人)等において、消費者教育に関する情報を提供予定。	<p>【課題】 消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要になってきた。</p> <p>【今後の方針】 これまでの実施内容を継続しつつ、より専門的でありアルな授業を行っていくために、教師と専門機関等が連携した授業づくりの推進を行う。</p>	・教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。 ・教育課程研究協議会、家庭科主任会等において、消費者教育に関する情報を提供予定。また、授業づくりの研修として、主任会等で専門機関等と連携した授業について取り上げ、生徒の資質・能力の向上を目指す。	<p>高校教育課</p> <p>産業教育指導班</p>

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
103	小中学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行う。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供等を行う。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行った。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供を行った。	【課題】 各教科等における教育活動の中で、消費者生活に係る基礎的な知識を定着させたり、実践につなげたりするために、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善や研修等の充実を図る必要がある。 【今後の方針】 学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図ること等について研修等で周知を行う。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行う。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供等を行う。	義務教育課 義務教育連携班
104	特別支援学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○子供たちがスマホ・ネット、ネットショッピング、カード、スマホ決済等でトラブルに遭わないための注意点や対処方法を学ぶことができるよう、消費者教育に関する学習プログラムに関する情報を提供しており、今後も学校訪問や教育課程に関する研修等において、有益な情報を適宜提供する。	○教材「社会への扉」(消費者庁作成)の活用を促進するなど消費者教育が充実するよう、本教材の動画配信やデジタル教材についての情報提供を行った。	【課題】 卒業後も含めて、課金やスマホに依存する事案やSNS内のトラブルが多かった。 【今後の方針】 消費者教育に関する学習プログラム等の情報を提供し、子供たちがトラブルにあった際の対処方法を学習できるよう、有益な情報を適宜提供する。	○引き続きスマホ・ネット、ネットショッピング、カード、スマホ決済等でトラブルに遭わないための注意点や対処方法を学ぶことができるよう取り組むとともに、SNS等、トラブルに遭わないための消費者教育に関する学習プログラムに関する情報を提供する。 加えて、ALL熊本プロジェクトに関する情報も学校へ適宜提供する。	特別支援教育課 特別支援教育指導班
105	研修事業(領域別研修)	本県児童生徒の学力向上を目指して、ICTを効果的に活用した教科指導の改善を推進するために、教職員のICT活用指導力の向上及び児童生徒の情報活用能力の育成を図る研修を行う。	○学力向上を目指すタブレット活用授業実践研修を7/24(水)に実施。 ○プログラミング教育推進のために「プログラミング教育研修(小中学校教職員対象)」を熊本高等専門学校との連携協定を活用して開催(8月に計6回開催)	○学力向上を目指すICT活用授業実践研修を7/24(月)に実施。(参加者35名) ○プログラミング教育推進のために「プログラミング教育(ビジュアルプログラム編)」と「プログラミング教育(プログラミング言語編)」の2つの研修を6月から12月の期間にオンラインで実施。 (希望者による集合研修を8/9(火)に実施。参加者13名)	【課題】 令和6年度の研修は技術的な側面に寄った内容であった。もっと教育的な視点(指導)で取り組めるような内容も増やすべきであった。 【今後の方針】 研修の前半はプログラミングの実技を行い、後半は授業での指導について行うように計画を見直した。	○学力向上を目指すタブレット活用授業実践研修を8月6日(水)に実施。 ○プログラミング教育推進のために「プログラミング教育研修(小中学校教職員対象)」を熊本高等専門学校との連携協定を活用して開催(6～9月に計6回開催)	教育センター 情報教育研究室
106	熊本県教育情報化推進事業における指導者養成講習会	本県児童生徒の情報活用能力の育成をめざし、学校教育活動における効果的なICT(情報通信技術)の活用や情報安全・情報モラル教育等を推進するために、教職員の情報教育における指導者(地域リーダー、校内リーダー)の育成を図る。	○学校の情報化応援サイトの運用(令和4年6月～) 進展の加速度を増す情報化に対応できる学校教育を実現し、学校教育の質を向上させるために、各学校での教育の情報化(教師のICT活用、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化)を推進する資質・能力の育成を図るための情報をオンラインで提供を行っている。	○講習会サイトの運用開始(6月～) 「教育の情報化応援サイト」というタイトルで運用を開始した。教育の情報化(教師のICT活用、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化)を推進する資質・能力の育成を図るための情報をオンラインで提供した。	【課題】 サイトの閲覧が期待した頻度で行われていない。 【今後の方針】 教育センターで運用している研修サイトにリンクを貼り、情報化応援サイトへのアクセスの窓口を広げる。また、教育センターの情報教育に関する研修でも紹介していく。	○学校の情報化応援サイトの運用(令和4年6月～) 進展の加速度を増す情報化に対応できる学校教育を実現し、学校教育の質を向上させるために、各学校での教育の情報化(教師のICT活用、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化)を推進する資質・能力の育成を図るための情報をオンラインで提供を行っている。	教育センター 情報教育研究室
107	研修事業(経験者研修)	学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。 また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。	○県立学校初任者研修においては、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱う。 ○小中学校の家庭科に関する研修においては、全ての年次研修の中で、学習指導要領を踏まえながら、消費者の権利と責任を考えさせたり、SDGsとの関連を意識して指導を行うことにつながる研修を行う。	○県立学校初任者研修において、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱った。 ○小中学校の家庭科に関する研修において、小学校では、「買物の仕組みや消費者の役割」について扱い、小学校と中学校の内容の系統性を図る研修を行った。中学校では、「売買契約の仕組み」と関連させて、三者間契約について扱い、「消費者の権利と責任」を考えさせることにつながる研修を行った。	【課題】 小学校と中学校の内容の系統性は図ることができたが、高等学校まで含めた内容の系統性を提示することができなかった。 【今後の方針】 家庭科に関するすべての校種の初任者研修において、内容の系統性を提示し、各校種が重点的に指導する内容について再度確認をしてもらう。また外部施設との連携を含めた教科指導ができる研修を行う。	○県立学校初任者研修においては、小中学校の内容の系統性を理解し、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱う。 ○小中学校の家庭科に関する研修においては、高等学校の内容の系統性を示し、全ての年次研修の中で、学習指導要領を踏まえながら、消費者の権利と責任を考えさせたり、SDGsとの関連を意識して指導を行うことにつながる研修を行う。	教育センター 第二教科研修室

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
108	私立高等学校等経常費助成費補助事業	消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。	○消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。(令和7年3月予定)	○消費者教育を行っている私立高等学校11校に対し、経常費助成額を加算した。(令和7年3月)	【課題】 令和5年度に比べ1校増えたが、21校のうち11校に留まった。 【今後の方針】 引き続き加算対象に設定し、更なる消費者教育の促進を図る。	○消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。(令和8年3月予定)	私学振興課 私学運営支援班
109	「親の学び」推進事業	くまもと家庭教育支援条例に基づき、すべての保護者に対し、家庭教育の重要性を周知・啓発するとともに、親としての学びを深める「親の学び」講座の普及に取り組む。また、講座を推進する人材養成研修において消費者教育に係る情報提供を行う。	「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回：県内3会場(参加者118人) 第2回：県内1会場(10/9予定) ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内10地域で市町村と連携して実情に合わせて開催 ○家庭教育支援関係者フォーラム県内1会場(11/30予定)	「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回(5月)：県内3会場(参加者計118人) 第2回(10/30)：県内1会場(参加者64人) ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内10地域(参加者計464人)で市町村と連携して実情に合わせて開催	【課題】 「親の学び」講座は、講座申請団体のニーズに合わせて使用するプログラムを選定するため、必ず消費者教育に関する内容が入るとは限らない。 【今後の方針】 申請団体のニーズを優先として講座プログラムを選定するが、折をみて最新の消費者問題(課金問題・振込詐欺等)に触れる。	「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回：県内3会場 第2回：県内1会場(10/8予定) ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内10地域で市町村と連携して実情に合わせて開催 ○家庭教育支援関係者フォーラム県内1会場(11/29予定)	社会教育課 家庭教育支援班
110	民生委員・児童委員一般研修会	複雑・多様化した住民の福祉ニーズに適切に対応するため、民生委員・児童委員に対し実践活動の強化に資する研修を行う。(研修テーマの一部に消費生活分野を設定)	○当課が提示した研修テーマを参考に、各広域本部(一部地域振興局)が企画し全ての民生委員・児童委員を対象に研修を実施。(各広域本部が消費生活分野を選定するか現段階では未定)	○地域振興局が実施する民生委員・児童委員を対象とした研修のテーマとして、消費者施策に関するものを提示(全28項目のうち2項目)。令和6年度は当該テーマを選出した地域振興局はなかった。 ・悪質商法から高齢者などを守るために ・子どもの金銭教育について	【課題】 社会情勢や地域の課題を考慮して研修テーマが選択されるため、消費者施策に関するテーマが選択されるとは限らない。 【今後の方針】 民生委員・児童委員は消費生活に関する相談に対応する場合もあり、今後も周知していくべき内容であるため、引き続き、消費生活分野のテーマを設ける。また、社会情勢や地域の課題に合わせた内容となるようなテーマ設定を行う。	○当課が提示した研修テーマを参考に、各広域本部(一部地域振興局)が企画し全ての民生委員・児童委員を対象に研修を実施。(各広域本部が消費生活分野を選定するか現段階では未定)	健康福祉政策課地域支え合い支援室 地域福祉班
<p>■重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備</p> <p>1 消費者の意見反映と消費者施策の透明性の確保</p>							
111	熊本県消費者行政推進本部等の開催	消費者行政の推進に係る施策に取り組んでいる関係部局が連携し、県消費者基本計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県消費者行政推進本部(同本部幹事会)を開催、又は情報共有する。	○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況についての協議・調整を行う。	○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況について書面照会し、結果を消費生活審議会に報告した。(8/26開催)。	【課題】 第5次消費者基本計画策定に当たり、各課の取組状況を把握する必要がある。 【今後の方針】 消費者行政に係る関係部局である幹事会委員と、情報共有、意見聴取を行いながら第5次消費者基本計画を策定する。	○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況について協議・調整を行い、第5次計画策定に当たり反映させる。	消費生活課 企画推進班
112	消費生活審議会の開催	消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。	○熊本県消費生活審議会を開催する。(8/26開催)	○熊本県消費生活審議会に第4次消費者基本計画に基づく各施策・事業の進捗状況を報告するとともに審議をいただいた。(8/26開催)	【課題】 第5次消費者基本計画策定に当たり、消費者を取り巻く環境変化や国・県の取組状況等を踏まえ、審議いただく必要がある。 【今後の方針】 第5次消費者基本計画の策定に当たり、県民の消費生活の安定及び向上を確保するために審議会での検討を行う。	○第4次消費者基本計画の成果や課題を審議会に報告し意見を求めるとともに、第5次消費者基本計画策定に反映させる。	消費生活課 企画推進班

第4次消費者基本計画個別事業管理表

NO	事業名	事業概要	令和6年度事業計画及び実施状況 (令和6年6月末時点)	令和6年度事業実績	課題及び令和7年度を含む今後の方針	令和7年度事業計画及び実施状況 (令和7年4月末時点)	担当課・班名
2 県における体制整備							
113	次世代消費生活相談員育成事業	次世代の消費生活相談を担える人材を育成するため、消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。 消費者被害を早期に見出し、被害拡大、未然防止を図る人材を育成するため、消費生活相談支援サポーター育成講座を実施する。	○消費生活相談員資格取得支援講座を実施。(7～9月、全4回) ○消費生活相談支援担い手育成講座を実施予定	○消費生活相談員資格取得支援講座を以下の日程で4回実施(7名参加) ・令和6年7月27日(土)10時00分～12時00分 熊本市中央公民館 ・令和6年8月31日(土)10時00分～12時00分 熊本市中央公民館 ・令和6年9月21日(土)10時00分～12時00分 熊本市中央公民館 ・令和6年10月5日(土)10時00分～12時00分 熊本市中央公民館 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談支援担い手育成講座」を実施(受講者29名)。	【課題】 同規模他県より多くの相談件数に対応している状況に加え、相談員の平均年齢は61歳と高齢化が進んでおり、次世代の相談員の育成が必要不可欠である。 【今後の方針】 相談員の世代交代、相談業務の複雑化・多様化に対応できる相談員の安定供給につなげ、もって県民の消費生活の向上及び消費者行政の安定を図る。	○消費生活相談員資格取得支援講座を実施。(7～9月、全4回) ○消費生活相談支援担い手育成講座を実施予定	消費生活課 消費者支援班
98 (再)	トラブル対処法等被害防止講話【再掲】	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施中 (内容) ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施(講話件数36件)	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施中 (内容) ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施(講話件数246件)	【課題】 サイバー事案は、多岐に及ぶだけでなく、新たな手口が現れるなど無数に留意点が存在することから、注意啓発内容の選定が困難であった。 【今後の方針】 サイバー事案被害防止のため、事案の発生状況や流行の手口を分析し、より効果的かつタイムリーな各種広報啓発活動を継続していく。	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施している。 (内容) ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施している(講話件数11件)。	警察本部サイバー犯罪対策課 企画係
114	貸金業法に基づく指導監督	貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。	○貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。 登録審査予定 2業者 立入検査予定 4業者	○4業者の登録更新審査、3業者の立入検査を実施した。	【課題】 貸金業法の改正により、登録拒否要件(純資産額要件等)の厳格化、貸金業務取扱主任者(国家資格者)の必置化、指定信用情報機関への加入義務化、法定金利の引き下げや総量規制の導入等が行われたことにより、登録貸金業者数は年々減少。その一方で、貸金業関係の事務は煩雑・複雑化しており、今後も業者への適切な指導監督を行っていく必要がある。 【今後の方針】 登録貸金業者に対して立入検査を実施のうえ必要な指摘を行い、改善が見られない悪質業者には行政処分を含めた指導監督を行う。	○貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。 登録審査予定 3業者 立入検査予定 3業者	消費生活課 消費者支援班
3 市町村における体制整備支援							
115	新アクションプランの策定及び実施支援	国の新交付金見直し後も、市町村の消費生活相談体制をはじめとする消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対しヒヤリング等を実施し、それを踏まえて新アクションプランを市町村とともに策定し、その実施を支援する。	○国の交付金見直し後も市町村の消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対し新アクションプランの見直しについて調査を実施し、市町村の消費者行政の自主性・自立性の確保について支援する。	○R5に実施した調査結果をもとに、改めて全市町村に対して新アクションプランの見直しに関する調査を実施した。	【課題】 R9年度までに推進事業(国交付金)の活用期間が全て終了することに伴い、市町村の消費者行政が衰退することがないよう、強化事業の活用等を推進する必要がある。 【今後の方針】 市町村の今後の方針を注視しながら、引き続き新アクションプランの見直し調査を行う。	○国の交付金見直し後も市町村の消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対し新アクションプランの見直しについて調査を実施し、市町村の消費者行政の自主性・自立性の確保について支援する。	消費生活課 企画推進班